

平成 21 年 6 月 定例会（第 294 回）
6 月 26 日

[今井光子議員賛成討論](#)

↑（クリックで今井光子議員の討論へ移動）

「ならの地域医療を守り育てる条例案」

平成21年 6月 定例会（第294回）

平成二十一年

第二百九十四回定例奈良県議会会議録 第四号

六月

平成二十一年六月二十六日（金曜日）午後一時開議

出席議員（四十四名）

一番	小林茂樹	二番	藤井 守
三番	井岡正徳	四番	浅川清仁
五番	岡 史朗	六番	大国正博
七番	尾崎充典	八番	藤野良次
九番	宮本次郎	一〇番	松尾勇臣
一一番	上田 悟	一二番	山本進章
一三番	中野雅史	一四番	田中惟允
一五番	畠 真夕美	一六番	森山賀文
一七番	森川喜之	一八番	高柳忠夫
一九番	中野明美	二〇番	山村幸穂
二一番	岩田国夫	二二番	神田加津代
二三番	安井宏一	二四番	奥山博康
二五番	荻田義雄	二六番	粒谷友示
二七番	丸野智彦	二八番	岩城 明
二九番	藤本昭広	三〇番	田尻 匠
三一番	今井光子	三二番	田中美智子
三三番	國中憲治	三四番	中村 昭
三五番	辻本黎士	三六番	米田忠則
三七番	新谷紘一	三八番	出口武男
三九番	秋本登志嗣	四〇番	小泉米造
四一番	服部恵竜	四二番	山下 力
四三番	梶川虔二	四四番	川口正志

議事日程

- 一、当局に対する一般質問
- 一、追加議案の上程及び同採決

○副議長（神田加津代） これより本日の会議を開きます。

○副議長（神田加津代） この際、お諮りします。

追加議案の上程及び同採決を本日の日程に追加することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決します。

○副議長（神田加津代） ただいまより当局に対する一般質問を行います。

順位に従い、十九番中野明美議員に発言を許します。――十九番中野明美議員。（拍手）

◆十九番（中野明美） （登壇）日本共産党、中野明美でございます。ただいまから知事及び関係部局長に一般質問を行います。

まず最初は、耐震化の促進について知事に、お聞きをいたします。

県独自の住宅耐震改修助成制度を創設して、木造住宅耐震改修を促進することについてでございます。

奈良県は、耐震改修促進計画を平成十九年三月に策定いたしております。この中で平成二十七年度における住宅全体の耐震化率九〇%を目指すとしており、戸建て住宅については、現行のペースでいくと平成二十七年度の耐震化率は八一%、不十分な住宅は六万四千二百戸あるとしています。住宅耐震改修工事は、万が一の震災の際に、壊れない、命を守る安心のための工事であり、予防対策と言えます。耐震改修工事を進めていこうとすれば、まず耐震診断が必要です。これは県下のほとんどの市町村が行っております。耐震診断の技術者派遣費用三万円のうち、ほとんどの市町村であった個人負担はなくなり、最初の耐震診断は受けやすくなっております。その次は耐震改修計画となりますが、まず耐震補強計画づくりが必要となります。多くの方がリフォームとあわせて耐震改修に取り組みされていることから、具体的なアドバイスやリフォーム相談などが必要となり、これらの援助や対応が求められます。そして、最後に耐震改修工事となります。この住宅耐震改修助成は、国、県、市合わせて最大三十万円となっております。生駒市のデータを見ますと、耐震改修工事にかかる費用は百万円から二百万円の価格帯が多い。耐震診断したが、住宅改修工事まで結びつかないのも費用の面で大きなネックになっております。改修工事費の負担を軽くすることが、おこなっている住宅耐震化を促進していくことにもつながっていくと考えます。

日本木造住宅耐震補強事業者協同組合が行った木造住宅耐震診断アンケートを見ますと、ほとんどの自治体の耐震改修助成制度が、消費者と建築業者にとって使いにくい実態が出されています。耐震診断を受けた七割が五十歳以上で、耐震診断を受けた人の五三%が年金所得者層で、年収総額五百万円以下の家庭が五四%と半数以上になっております。耐震改修助成制度を利用しなかったケースの三分の一が、自分の住んでいる自治体に利用できる制度がないと答えています。

こうしたことから見て、費用が多くかかることがおくれの原因です。耐震化を進め県民の命を守るために、また、経済状況の悪化が進む中、県内の中小零細建設業者の仕事確保の機会を与え、地域経済循環の活性化に役立つことになる点からも、奈良県独自の住宅耐震改修助成制度を創設すべきと考えますが、いかがでしょうか、お聞きをいたします。

次に、教育長に、学校の耐震化整備について要望します。

先日、県内の学校の耐震化の整備状況が発表され、奈良県の耐震化率は小中学校五六%、全国三十七位、高等学校では五一・九%、全国四十二位という状況です。学校は災害時に地域の避難場所として指定されており、地域住民にとっても学校へ行けばひとまず安心であると思われています。ところが、学校の耐震化率は半分強という状況です。県耐震化計画にある平成二十七年度を目標にするのではなく、計画を前倒しして急いで進めるよう強く要望しておきます。

次に、県スポーツ振興について、くらし創造部長にお聞きいたします。

平成十七年度に奈良県スポーツ振興計画を策定していますが、今回、平成二十一年度からの五カ年について、なら運動・スポーツ振興プランとして改訂されました。奈良県民のだれもが、いつでも、どこでも運動・スポーツができる地域づくりを基本目標としますと掲げています。この中では、健康増進を挙げているものの、スポーツをする意義として、技術の向上や、スポーツを通じて仲間との交流、何よりもオリンピック憲章でも明らかになっているように、スポーツはすべての人にとって権利であるという視点が欠如しています。県が実施したアンケート調査でも、運動習慣のある人の割合は全体で三〇%前後となっています。また、スポーツを行わなかった理由の一番は、仕事が忙しくて時間がないからであり、さらに長引く不況で家計が冷え込み、スポーツへの消費が手控えられています。余暇もお金もゆとりがない、やりたくてもできない状況が拡大していることがあらわれています。県民がスポーツを楽しむためには、余暇時間とともに、用具や施設が必要でありますから、ここにしっかりと目を向けた取り組みが必要です。

奈良県民のだれもが、いつでも、どこでも運動・スポーツができる地域づくりを進めていくためには、だれもが気軽に使える公共スポーツ施設の整備が必要です。今回、浄化センター公園を生涯スポーツ拠点としての方向で施設整備を進めるとしています。この場所は長年、ファミリー公園前と駅名にもなっているように、子どもたちに親しまれてきたプールがあります。県内を見ても、あやめ池の遊園地やドリームランドなど、夏場プールがあり利用されてきた遊園地が閉鎖され、子どもたちが身近に水に親しむことができる場がなくなっています。これらも含めて、浄化センター公園を生涯スポーツ拠点としてどのように整備検討されているのか、お聞きをいたします。

もう一点は、スポーツ施設は、規格の改定や老朽化により、全国規模の競技会を開催するには不十分であるとして、奈良県のスポーツ施設の設置数は下位であります。スポーツ施設整備を進めていく上でも、また、だれもが気軽に身近なところでスポーツに親しむことができるようにするためには、市町村任せでは進まないことははっきりしています。県

としてスポーツ施設整備計画を持ち、県内に適正規模で適正配置するためにも、市町村支援も必要であると考えます。県として今後どう進めていくのか、お聞きをいたします。

教育長にお聞きをいたします。

今度改訂された、なら運動・スポーツ振興プランにおいて、学校における体育・スポーツ活動の充実を施策目標として挙げています。そこで、学校における運動部活動についてですが、今子どもたちのところで、本当はスポーツをやりたいのに、部活動にかかる費用が大変であり、親の経済的理由からできない、このような声が寄せられております。学校における運動部活動は、同じスポーツに関心を持つ生徒が集まり、技術の向上や自身の記録への挑戦、協力して目標達成する喜びを分かち合うなど、子どもたちの心身の育成に大きな効果を与えるものであると認識しております。学校における運動部活動をより活性化させることが重要だと考えますが、その対策についてお聞きをいたします。

最後に、次代を担う子どもたちが、どの子も等しくスポーツに親しむ第一歩は学校であります。スポーツをすることの楽しさや子どもたちの体力を向上させる点でも、どの子にもスポーツをする権利を保障する点においても、学校におけるスポーツ予算の確保に努めていただきますよう要望しておきます。

次に、次世代育成支援行動計画について、こども家庭局長にお聞きをいたします。

次世代育成支援対策推進法に基づいて、奈良県でも次世代育成支援行動計画がつくられ、来年には後期五カ年の行動計画を策定することになります。この法律は、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とするとしています。この法律がつくられて以降も、子どもたちを取り巻く環境はますます深刻さを増しています。奈良県においても、最近特に子どもたちへの虐待が増えており、対応が求められています。子どもを産み育てることに戸惑いながらも一生懸命取り組んでいる母親への支援の第一歩である、生後四カ月までの全戸訪問事業促進については、四一%、全国四十二位という状況です。後期行動計画策定に当たっては、県の行った調査を見ますと、なぜ理想とする子どもが持てないのか、最大の理由として子育てや教育にお金がかかり過ぎるからを挙げております。子育ての状況では、金銭的・経済的な不安・負担感、また心理的・精神的な不安・負担感が、平成八年の調査時と比べて大幅に増加をいたしております。この点から見ても、子育てを困難にしているのは何が大きいかなどを明らかにし、子育てを困難にしているこれらの障害を取り除いていく方向を指し示し、法の目的が生かされる行動計画を策定していくことが大事であると考えます。

そこでお聞きをいたします。少子化実態調査から浮かび上がった課題も踏まえ、この法律が目指す、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、かつ、育成される社会とは、どんな社会であるとイメージされているのか、お聞きをいたします。

奈良県次世代育成支援後期行動計画を策定するに当たって、住民と子どもの現状分析や、そこから出てくる要求をしっかりと土台にして進めるとともに、子育て中の県民の生の声を

聞く機会の設定など、民主的な策定過程も大事であると考えますが、この点どうか、お聞きをいたします。

次に、教育にかかわっての問題です。

県の行った調査でも、理想の子どもを持たない理由のトップに、子育てや教育にお金がかかり過ぎるからと挙げております。親の収入の差が子どもの教育の差になってあらわれる社会と言われております。教育には、子どもに力をつけることで、親から子への貧困の連鎖を断ち切るという独自の機能があります。OECD加盟国で高校の授業料を取っている国は、日本以外には三カ国しかありません。また、大学教育も多くで無償になっております。高校教育は、生活保護の対象にもなっているように、日本社会において最低限度の教育になりつつあります。しかし、経済的理由から中途退学せざるを得ない子どもたちも出てきております。また、学費を滞納しているから卒業式には出席させられない。家庭の事情で滞納があるからといって、それを奪っていい理由にはなりません。配慮ある対応が求められます。事は子どもの教育権、子どもの一生にかかわることです。奈良県の県立高校授業料は一カ月九千九百円です。これ以外にも通学費や生徒会費、修学旅行費積み立て、教材費等々、費用がかかります。

授業料減免についてですが、平成二十年度全額免除を受けている人は、平成十九年度と比べると百人、半額免除は百五人と、合計二百五人増えております。これまでの年度は十数人という増え方から見れば、県民の暮らしが急激に悪化していることがわかります。

教育長にお聞きいたします。

教育委員会としても、経済的理由で教育を受ける権利を失うことがないように、困っている高校生や家庭の相談に乗って、一人の若者も高校から排除しないようにすべきであると考えます。教育長もきっと同じお考えでおられると思います。保護者の教育費負担の軽減を図っていく点でも、県立高校授業料減免制度のさらなる周知徹底とともに、利用条件緩和などの対策も必要かと考えますが、この点どうか、お聞きをいたします。

最後に、介護保険十年の諸課題について、福祉部長にお聞きをいたします。

これまでの家族介護から、社会全体で介護を支える、そのために介護保険料を払い、介護が必要になったとき必要なサービスが受けられるとして介護保険制度が導入され、ことで十年目を迎えました。しかし、介護の現場は深刻な人材不足で、事業所の閉鎖や施設不足で特養ホームの待機者が奈良県でも四千八百人いると言われる現状です。保険あっても介護なしと言われるように、老老介護や家族の介護などを理由に離職する人も増えており、家族介護の負担は非常に重くなっております。在宅介護を支える一つにショートステイの利用があります。緊急にショートステイ利用が必要になっても、なかなか空きがなく綱渡りをしているような状況で、確保に苦労しているんだとケアマネジャーからも声が出されています。また、介護施設入居を希望しながら、長期にわたる待機を余儀なくされ、行き場のない高齢者が増えています。これらの背景には、絶対的な介護施設の不足があります。老人下宿とも言われる無届けの高齢者施設などで暮らす人も、全国的に少なくありません。

ことし三月、群馬県の静養ホームたまゆらでの火災によって、入所者十人が亡くなったという痛ましい事故も起こっております。奈良県でこのようなことがあってはなりません。奈良県での未届け有料老人ホームの状況はどうか、お聞きをいたします。

次に、介護職員の人材確保、処遇改善についてですが、派遣切りされ、職を失った人たちの雇用の場として介護分野が注目をされております。この間も、派遣切りされた三十代前半の青年がせっかく介護職についても、賃金が十四、五万円という低賃金で、生活も思うようにできない、結婚もできない、このような声が寄せられております。今必要なのは、福祉の志を持って介護の現場に入ってきた人も、既に働いている人たちも、安心して働き続けられるようにすることであります。このことが新たな雇用を創出する確かな道をつくることになりまし、介護利用者にとって安心して介護を受ける権利を守ることにもつながります。

介護福祉士養成校が、生徒を募集しても集まらないことから閉鎖するところも出てきており、将来、介護する人が確保できなくなる、このように言われております。また、介護の職場では、職員が次々と辞めていくため、介護労働の経験を蓄積し、専門性を高め、継承していくことも難しくなっており、介護制度存続の土台が揺らぐ、将来にかかわる重大事態になっています。介護や福祉労働者がさらにみずからのスキルアップを目指して、介護福祉士や社会福祉士などの資格を取得する際の支援事業の実施など、今、人材確保の対策の手を打っておく必要があります。県として、人材確保の点からも、介護福祉士養成校とその学校に通う学生に対する支援をすべきと考えますが、この点どうか、お聞きをいたします。

この四月から始まった新要介護認定の見直しについてでございますが、要介護認定は、本来介護を要する状態を正確に把握し、その人に最もふさわしいサービスの内容と量を判断するために行われるものであります。ところが、ことし四月から、この認定のやり方、項目が変わりました。厚生労働省は、今回の見直しのため、一概に要介護が低く判定されるものではありませんと、しきりに弁解しています。しかし、日本共産党の小池晃参議院議員が暴露した厚生労働省の内部資料で、今回の改正は、要介護度を引き下げ、介護保険の給付費を削減することを目的として検討されたものであることが明らかになっております。介護が必要な人が、必要なサービスを受けられない、こんなことがあってはなりません。国は、多くの人たちから介護認定の矛盾を突かれ、既に介護を受けておられる方については経過的な措置として、今までと同じ認定を望めばそれを受け入れるとしました。しかし、これがいつまでなのかといえ、厚生労働省は、見直し後の要介護認定等の方法の検証が終了するまでの間とするとしており、いつまでかわからない状況です。また、この四月以降、初めて介護認定を受けられた方は、今の新しい介護認定調査項目で行っていることから見ても矛盾が出てきます。

これらから、要望ですが、今回の新要介護認定について中止をし、新制度の検証をやり直すこと。要介護状態にある高齢者が、引き続き安心して介護サービスを利用できる認定制度とすること。以上、県として国に強く求められますよう要望しておきます。

以上、この場からの発言を終わります。自席でまた再質問をさせていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（神田加津代） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） （登壇）十九番中野議員の質問は、私に対しまして、耐震化の促進についてございました。

住宅の耐震化の促進は、県政の立場から重要な課題であると認識しております。耐震診断と耐震改修補助は市町村が行っておりますが、それに対して県及び国が助成を行っている仕組みになっております。制度の内容は、議員がお述べになったとおりでございます。また、最近の傾向でございますが、制度を利用しやすくするために、耐震診断の所有者負担の無料化をいたしましたり、簡易な耐震改修工事も対象にするなど、制度が拡充の方向で変化をしております。また、市町村の改修補助制度は、平成二十年度は四市でございましたが、制度創設について県から市町村に働きかけまして、本年度、平成二十一年度では二十市町村に拡大される予定でございます。

これまでの実績を見て、県下の市の実績を見てみますと、比較的実績が上がっている市がある一方、助成制度の申込み実績が予定戸数に達しない市もございます。予算の件数を超えている市もありますし、予算の件数の五分の一の市もあるという、ばらつきのある状況でございます。これは、耐震化についての市民の方の意識、あるいは制度の認識の普及の差があるんじゃないか、その点の普及啓発が必要であろうかというふうに思っております。

県におきましては、住宅の耐震化の必要や助成制度を利用していただくためのいろんな広報活動を利用してきております。制度の運用が市町村でございますので、市町村とも連携して、市町村が自治会と連携する、あるいは耐震関係部門と福祉部門とを連携してもらうというようなことも考えながら、普及啓発に積極的に取り組むように、制度利用が拡大され、耐震化意識も高まるように努力をしていきたいと思えます。これらの取り組みにより、制度が利用され、あわせて地域の中小零細企業の受注機会が拡大されることを期待しているところでございます。

以上でございます。

○副議長（神田加津代） 宮谷くらし創造部長。

◎くらし創造部長（宮谷太） （登壇）十九番中野議員のご質問にお答えします。

私に対しては、スポーツ振興にかかわって二点ご質問がございました。

まず、浄化センター公園の整備検討についてのご質問でございます。

現在、浄化センター公園におきまして新しいプールの建設計画を進めておりますが、浄化センター公園内あるいはその周辺には、ファミリープールや野球場、テニスコート、多

目的広場などもございまして、これらを含めた生涯スポーツの拠点として施設整備を進めることとしております。今回改訂しました、なら運動・スポーツ振興プランにもこのことは明記しているところでございます。新プールにつきましては、健康増進を目的とし、子どもから高齢者まであらゆる年齢のだれもが、いつでも気軽に利用できる県民スポーツの中核的施設、それから、バリアフリーなどユニバーサルデザインを徹底して、すべての人にやさしい福祉型スポーツ施設、それから、全国規模の競技大会が開催できる競技場として、それからまた、選手、指導者の育成が行える県内水泳競技振興の拠点としての施設の、三つの整備のコンセプトをつくりまして新プランに位置づけております。現在、浄化センター公園の再整備を含めて施設構成、ゾーニングなどの基本計画の策定とあわせまして、民間活力導入の可能性調査などを進めているところでございます。

二点目は、スポーツ施設の整備について、整備計画を持って、市町村支援も必要ではというご質問でございます。

今回改訂しました、なら運動・スポーツ振興プランでは、これまでのスポーツ振興計画にはなかったスポーツ施設の整備・充実を盛り込んでおります。まず、県立スポーツ施設の整備・充実については、老朽化した施設や整備されていない施設の現状を踏まえまして、方向性を提示しております。それから、身近な運動・スポーツ施設の整備・充実ということで、身近な公共施設、スポーツ施設や公園、緑地、学校体育施設など、それから公共空間、河川敷、遊水池などでございますが、その有効活用を図ること、それからまた、公園や広場などに一人でも運動・スポーツができるような健康遊具や壁打ちボードなどの設置検討を提示しております。今後は、県・市町村、民間などのスポーツ施設の配置状況や利用状況、住民のニーズなどを踏まえまして、市町村、各種団体、大学、地域などと連携・協働を図りながら、スポーツ施設の整備のあり方について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（神田加津代） 速見こども家庭局長。

◎こども家庭局長（速見安旦） （登壇）十九番中野議員のご質問にお答えをいたします。

私には、次世代育成支援行動計画について、二点お尋ねでございます。

まず一点目の、少子化実態調査結果の課題を踏まえて、次世代育成支援対策推進法が目指している社会について、県はどのようなイメージで考えているかというお尋ねでございます。

昨年九月に実施をいたしました少子化実態調査では、出産や子育てについての課題といたしまして、働いている女性の七割が出産を機に離職をし、仕事と出産の二者択一構造が存在していること、母親の育児不安・負担感が近年増大していること、また、子育てや教育にお金がかかり過ぎるから理想の子ども数が持てないこと、さらには、周産期・小児医療体制の充実へのニーズが全国より高いことなどが明らかになってまいったところでございます。これらの課題を踏まえますと、本県が目指すところは、安心して妊娠・出産がで

き、夫や親はもとより、地域社会全体の応援により、楽しく子育てができて、子どもが健やかに育つ社会ということが想定をされます。最終的には、今年度策定をいたします奈良県次世代育成支援後期行動計画におきまして、基本理念あるいは基本目標という形で、目指す社会の姿をお示しさせていただきたいというふうに考えております。

次は、後期行動計画の策定に当たって、民主的な策定過程が重要だと考えるが、どうかというお尋ねでございます。

今年度策定をいたします奈良県次世代育成支援後期行動計画は、県民の暮らしに影響を与えるものでございますので、議員お述べのように、県民の子育てについての現状、課題、ニーズをしっかりと把握した上で、策定することが重要であると考えております。このことから、計画の策定に当たりましては、昨年九月に県内のご夫婦千五百組、独身の方千五百名を対象に実施いたしました少子化実態調査において、県民の子育て等についての実態や意向を把握したところでございます。今後、公募委員、有識者、子育て関係団体等で構成をいたします少子化対策推進委員会で計画案についてご意見をいただく予定をしております。さらに、子育て中の方々や地域において子育ての支援に携わっておられる方々の声を直接聞くための機会も設けることといたしております。具体的には、まず、七月に奈良市と橿原市の二カ所で県民意見交換会を開催し、九月ごろにはタウンミーティングを、十二月から来年一月にかけましてはパブリックコメントを実施いたしまして、来年三月には後期行動計画を策定、公表いたしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（神田加津代） 杉田福祉部長。

◎福祉部長（杉田憲英） （登壇）私に対しましては、介護保険の課題について二点、質問をちょうだいしております。

まず、有料老人ホームに関してでございます。

奈良県では、介護サービス等を提供する有料老人ホームは、本年三月末現在で十八施設が届出されていたところでございます。今回の群馬県渋川市の高齢者入居施設の火災を受け、本県においても、市町村からの情報などにに基づき調査したところ、五施設について有料老人ホームに該当することが判明し、届出指導を実施しております。なお、厚生労働省の調査によりますと、全国に未届け施設は五百七十九施設あるとのことでございます。これら五施設に対しまして、建築、消防と合同で立入検査を行い、消防関係では四施設に対して防災設備の不備による是正指導、建築関係では二施設に対して内装、設備等の不備による是正指導を実施したところです。今後とも、市町村と連携して、未届け施設の把握に努め、渋川市のような管理不備に起因する不幸な事故が起きないように、指導監督に努めていく所存でございます。

二点目でございますが、介護福祉士の養成校に対する支援でございます。

県内の介護福祉士の養成校は、介護保険スタート時の平成十二年度には五校で定員三百人、入学者二百八十三人でしたが、平成二十年度には二校、定員百六十人、入学

者七十人となっており、福祉・介護の仕事に参入する若者が激減している状況にあります。高齢化の進展により、今後ますます福祉・介護サービスへのニーズが拡大していく中で、このままでは将来的に本県の介護を支える中核的な人材が不足し、介護サービスの質、量ともに低下するおそれがあります。このため県では、若い人材の就学を促すため、平成二十一年度、今年度より介護福祉士の資格取得を目指す学生に対しまして、二カ年で最高百六十万円となる奨学金制度を創設したところです。また、県内の介護福祉士養成校が、高校などを訪問し生徒や進路指導の先生に対し、福祉・介護の仕事の魅力や実情を紹介するなど、若い人材の参入促進に対する取り組みを支援することとしております。今後とも、県内の介護福祉士養成校と十分に連携しながら、福祉・介護の仕事が魅力ある職業として社会的に認知され、若い人材の参入が促進されるよう取り組んでまいります。

○副議長（神田加津代） 富岡教育長。

◎教育長（富岡将人） （登壇）十九番中野議員のご質問にお答えします。私には二点です。

一点目は、学校における運動部活動をより活性化することについてのお尋ねです。

学校における運動部活動は、学校教育の一環として学習指導要領に位置づけられておりますが、生徒の自主的、自発的な活動として実施されております。ただ、生徒の体力向上に効果があるばかりでなく、本格的なスポーツの楽しさや喜びを味わい、人間として成長するのに大変意義あるものと認識しております。

このことから、県教育委員会では、体罰や暴言などの行為があってはならないこと、生徒の健康や安全及び事故防止に配慮すること、活動内容や時間等に配慮し、学校生活に無理が生じないようにすることのほか、運動部活動にかかる経費についても、保護者の理解を十分得ながら、適正な運営が行われることなどの指導について、直近では平成十九年五月に文書で市町村教育委員会教育長と県立学校長へ通知しているところでございます。一方、運動部活動に対する支援として、専門の指導者がいない中高運動部に対し、技術指導ができ専門的知識を有する外部指導者を派遣する事業を実施しております。また、中学校体育連盟や高等学校体育連盟に働きかけ、運動部活動活性化のため、複数校合同チームでの競技会への参加を可能にするなど、競技会運営も弾力化したところでございます。

なお、来月二十八日から本県を主会場に開催します二〇〇九近畿まほろば総体は、高校生による高校生のスポーツ大会であり、中・高校生にはぜひ見てもらってスポーツのすばらしさを知ってもらい、このことにより、本県運動部活動の活性化につながってほしいものと考えております。

二点目は、県立高校の授業料減免のさらなる周知徹底等についてのお尋ねでございます。

従来より、経済的理由により授業料の納付が困難な学生については、授業料の減額または免除を認めているところでございます。具体的には、同一世帯の所得額が生活保護基準額以下の場合等には全額免除とし、基準額の一・五倍以下の場合等には、授業料を半額に減じているところでございます。この基準額の一・五倍以下という条件は、全国の生活保

護基準額を根拠とする都道府県の中では最も緩やかなものであり、加えて、減免の有無にかかわらず分割納付も認めているところがございます。よりまして、本県は他府県に比しても就学継続のために利用しやすい制度となっているところがございます。減免状況といたしましては、全額減免が二千六百四十四人、半額減免が五百七十六人の合計三千二百二十人で、全生徒数の一二・八%、金額にして三億一千三百万円となっております。

また、本制度の周知につきましては、各学校において、入学時の手引や在学生向けの案内チラシを配布して説明を行うとともに、県のホームページにも掲載しているところがございます。なお、授業料減免を受けながら同様の基準で高等学校等奨学金も受給可能でありますことから、この奨学金の案内チラシに授業料の減免についても記載し、新入生全員に配布し、周知を図っているところがございます。今後とも、授業料減免制度の学生及び保護者への周知をさらに徹底してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（神田加津代） 十九番中野明美議員。

◆十九番（中野明美） 耐震化問題について、知事に再質問をさせていただきます。

今もご答弁にあったように、市町村とも連携して積極的に進むよう努力していきたいと、制度利用を期待しているというふうなことを答弁されまして、この問題は重要だと認識されているんだと思います。私は、ここからもう一歩先を進んでいただきたい、こういう思いで今回この質問をいたしました。この耐震化の問題では、奈良県なんかは大阪のベッドタウンとして、そういうことで発達してきたというんですか、人口が増えてきたというんですか、そういう県だと思うんです。そういう中で、一九八一年の耐震化基準の改定以前に建てられた住宅の耐震化が必要だということで、国のほうでも法律がつくられ、全国的にもこの問題を進めているということになっていると思うんです。近畿は活断層が全国の中でも多く寄っているところやと。奈良県でも幾つかの活断層が走っているというのは皆さんもご存じだと思うんですけども、最近日本で起こっている地震は、この活断層が動くことによって起こっているんだというふうなことが言われております。

こういう中で、何で国も挙げて住宅の耐震化を進めていくかというたら、建物が倒壊したりして命が失われることがあってはならないということで、いつ起こるかわからない地震に対して備えをしていくと、予防という意味でこの問題が取り上げられていると思うんです。いろんな地震、災害など、今テレビのニュースなどでも報じられておりますけれども、やはり建物が壊れたりということになってきたら、救出活動、あるいは避難活動、消火活動、こういうことにも妨げになりますから、これを整備していくということは、ただ単に個人に任せておいてそれで済むという問題ではなくて、やはり社会的な対応が必要なのではないのかというふうに思うんです。

ところが、今の状況はどうかといたら、そのところがなかなかそうはなっていないと。やはり住宅の耐震化は個人のかい性に任されているというのが実態になっているわけなんです。そういう意味で、やはり住民の命を守っていくということが自治体の役割やと

ということでいったら、やはり自治体として、このなかなか進まない耐震化の改修、これをどのようにしたら後押しできるかというところに、やっぱり知恵も出していかなきゃかんとあかんのと違うかというふうに思うわけなんです。奈良県でも耐震化の診断を受けた件数は、平成十五年度から二十年度を見ましても千六百七十六件で、そのうち助成のこの工事したのは七十八件というふうな状況なんです。全国を見ても、耐震化するときにやっぱり柱も直したということでいったら、それとあわせてリフォームということでいったら、やっぱり費用がかかると。そやけども、例えばその費用が耐震化の改修工事に二百万円かかったら、二十万円の助成やと、リフォームにかかわる分は除くとなっているわけなんです。ですから、必要やとわかっていても、ここがなかなかできないというところで、県独自の上乗せをして耐震化の工事がしやすくする、そういう仕組みが必要ではないかというふうに考えます。

もう一つの側面として、やっぱり災害などが起こったとき、真っ先に駆けつけてくれるのはどこやといったら、やっぱり県内の中小零細の建設業者の皆さんやと思うんです。今の経済状況を反映して仕事がなかなかないと。倒産や廃業、こういうことが進んでいったら、奈良県としてもマイナスではないかというふうに思うんです。そういう意味で、住宅の耐震改修とリフォーム工事をあわせてやったら、これらが進んでいったら、まちの工務店や、屋根屋さんとか、左官屋さんとか、ガラス屋さんとか、大工さんとか、電気設備業とか、本当に私たちの暮らしている身近なところでの多くの職種の仕事おこしにもつながっていくのではないかなと思うんです。

知事はこれまでも、やっぱり内需を広げていくことが大事だと、県民生活に直結する経済対策が大事だというふうに言われておるんです。もうそれはほんまにそういうふうに思っておられると思うんです。そういう意味において、この住宅の耐震改修を促進しやすい仕組みづくりをやっぱり奈良県として、市町村任せではなく奈良県独自でやっていくという、ここら辺のところでは知事のリーダーシップを発揮していただきたいという思いで、この質問をしたんです。そういう点で、この二つの側面をどういうふうにお考えになっているのかというところをお聞かせいただけたらと思います。

○副議長（神田加津代） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） 熱心にお説きになっていただきまして、ありがとうございます。

耐震の工事の実績を多少分析してみますと、昨年まで奈良県で耐震改修の予算をつけておりました市町村は、たった四市でございます。奈良市、大和郡山市、橿原市、生駒市でございますが、生駒市のようなところは十五の予算に対して二十の申込みがある一方、奈良市については三十五の予定に七しかないという、ばらつきがございます。これはどういうことかということを見ますと、一つは、既存の助成制度は同じでございますが、耐震の意識とか、あるいは制度の周知とかに差があるんじゃないかというふうにも思うわけでございます、その点はこれからもう少し頑張っていきたいと。

それと、対象、制度を持っていただく市町村が今年度は飛躍的に増えて、二十市町村に増えるというふうになりましたので、それによる普及も期待できると思います。一方、耐震診断をしておられる市町村はことしも三十あるわけでございますので、耐震診断が耐震改修につながっていないという面があらうかと思います。それで、さらに、制度の補助額や率が、最大限度額が三十万円、耐震工事の一割補助ということになっており、それが不十分じゃないかというご質問もあったかと思います。もう少し考えてみたいと思いますが、場合によってはその充実を図ることを検討していきたいと思います。限度額のアップ、あるいは補助率のアップというようなことになりますが、制度の拡充も考えていきたいというふうに思います。

○副議長（神田加津代） 十九番中野明美議員。

◆十九番（中野明美） ありがとうございます。静岡県はこの問題で早くから取り組んでおられるところで、知事さんも先ほど言われましたように、何で住宅の耐震化が必要なのかという啓発活動、ここのところも力を入れておられますし、耐震診断とあわせて耐震の改修計画、こどもやはり費用がかかるということで、そこもやりやすいということで、国の制度も利用して助成をされているとか、また高齢者の、先ほど少し知事さん、福祉部門もというふうなことでちょっとおっしゃいましたけど、この福祉の分野のところでもかわって、高齢者のところでどうしていったらいいのかというふうなことで、さまざまな形で利用しやすいような助成制度をやっておられるということなんです。ぜひ知事のほうで、今ご答弁ありましたように、これらのことも参考にさせていただいて、少しでもこれが利用しやすいように、枠の拡充、また、独自の県の助成制度もつくっていくということで、そのことがまた県内の建設業の利用アップにもつながっていくと、経済活性化にもつながるということで、頑張っていたきたいと強く要望して、終わっておきます。ありがとうございました。

○副議長（神田加津代） 次に、八番藤野良次議員に発言を許します。――八番藤野良次議員。（拍手）

◆八番（藤野良次） （登壇）議長のお許しをいただきまして、一般質問をさせていただきます。五点にわたっての質問をいたしますので、よろしくお願いいたします。

まず一点目は、奈良県における広域連携のあり方についてでございます。

この件につきましては、過去において、市町村の広域連携などの観点による質問で既に取り上げられておりますが、現在、奈良県・市町村長サミットが開催されており、改めて、県と市町村の関係強化を念頭に質問させていただきます。

さて、県内における市町村の財政は悪化の一途をたどってきました。経常収支比率も、平成十八年度、平成十九年度と二年連続で全国ワーストワンとなっており、県作成の資料、県内市町村の財政状況はなぜ悪い？において、財政健康状態では、十四市町村が重症となっております。また、利用率が悪く赤字続きの中南和地域の文化施設の問題や、市町村合併も遅々として進まない現状の中、追い打ちをかけるように地方自治体のあり方を検討し

ている首相の諮問機関、第二十九次地方制度調査会は、今月十六日、平成十一年以来、国が主導してきた平成の大合併の終了を盛り込んだ答申を提出、財政優遇措置を与えてきた現行の合併特例法は、来年三月の期限切れ後は延長せず、今後はみずからの判断により合併を選択する自治体を国が側面から支援する新たな特例法の検討を求めたということです。改めて本県における市町村を取り巻く環境は大変厳しいものがあると感じるところでございます。

そのような中、新たに、奈良県という地域に最適な行政の仕組みを検討するという観点から、県、市町村の役割分担検討協議会を立ち上げ、国民健康保険等の広域化、公共土木についての県の垂直補完や広域連携、教育委員会の広域連携や、監査委員及び監査委員事務局の共同設置などについて、市町村とともに、詳細な検討を続けておられるということでもあります。

知事は、昨年十二月に、県と市町村が連携した効率的な行政運営の必要性についての質問に対し、県の知事部局には三千人の職員がおりますが、市町村にも八千人の職員がおります。県内に合わせて一万一千人の行政職員がおりますので、力を合わせて頑張れば、奈良県を引っ張って、奈良県をよくする大きな力になるというふうな考え方をしておりますと述べられております。今後の広域連携のあり方に対しては、従来ございました水平連携と言われる市町村だけの連携、あるいは県と市町村の個別の連携、垂直連携の、どちらか一方だけの連携パターンではなく、水平連携と垂直連携の両方が組み合わさった都合のよい協力のパターンを模索していると述べられております。私にとっては大変印象的で記憶に残っている答弁でありました。

そこで、荒井知事にお聞きいたします。今年度取り組まれている奈良県・市町村長サミットに対する思いや、奈良県における今後の県と市町村の連携や市町村間の連携のあり方について、お考えをお尋ねいたします。

二点目の児童虐待について、三点目の少子化対策につきましては、こども家庭局長にお聞きいたします。

まず、児童虐待についてお聞きいたします。

大阪市西淀川区の小学四年生の女児が虐待され、死亡、遺体が奈良市で発見されたことは、記憶に新しいところであります。新聞記事によりますと、その後の警察の取り調べでは、亡くなった女児は、母親の内縁の夫に暴力など日常的な虐待を受け、さらにはベランダで寝起きさせられていたということであり、その後、身動きも不自由なほど衰弱したのを認識しながら、虐待の発覚を恐れ、医師に診せるなどの措置をとらず、放置していた自宅ベランダで衰弱死させたということであります。また、今月十七日には、天理市で、生後二カ月の乳児を虐待し、意識不明の重体になるまで暴行を加えたとして、二十歳の父親が逮捕されました。ちょうどその日に県が、平成二十年度奈良県の児童虐待相談の状況についての報告をされたところであり、大変驚愕するとともに、強い憤りを感じたところでございます。

このように、幼い子どもの心に大きく傷をつける、あるいは命を奪うといった、痛ましい児童虐待が後を絶たず、深刻な問題となっているのは言うまでもありません。虐待を起こす要因も、経済的不安、育児不安など、あらゆる不安から来るストレスや、親自身の虐待された経験など、さまざまであり、その原因を取り除くのも容易ではありません。そういった意味では、やはり社会全体の問題ととらえ、それぞれが今後どのような取り組みをしていかなければならないのか、改めて問い直す必要があると思うわけであります。

さて、先ほど触れました平成二十年度奈良県の児童虐待相談の状況ですが、相談対応件数は六百五件と、昨年度より七十七件、約一・一％減ったということでありましたが、市町村の相談件数は七百二十六件、昨年度より十件、約一・四％増えたということであります。主な虐待者につきましては、実父は身体的虐待、実母はネグレクト、いわゆる育児放棄が最多となっており、実母以外の母親も若干増えているということであります。状況報告以外で申し上げますと、全国的に、行き過ぎた虐待の中で、児童が被害者として出てきた刑事事件について、平成二十年の検挙件数は三百七件、奈良県においては七件、検挙人員と被害児童数がそれぞれ三百十九人、奈良県における検挙人員は八人、被害児童数は七人ということであり、全国における検挙件数と被害児童数については、統計をとり始めた平成十一年以降最も多い状況となっており、虐待がかなりエスカレートしている結果ではないかと思うわけであります。

県におきましては、こういった現状や今回の状況結果を受けて、未然防止と早期発見については地域での見守りが重要と位置づけ、今年度予算においても、みんなで見守る児童虐待の防止・支援事業を実施されようとしています。児童虐待に関係する機関、児童虐待を発見しやすい立場にある機関、あるいはさまざまな分野において児童や家庭を支援できる立場にある機関が、それぞれ当事者意識を有し、対応スキルを向上させるとともに、有機的な連携を強化することを目的に、児童虐待の総合的見守り体制づくりを行っていくということであります。今後の取り組みに期待をするところでありますが、気になるのは、冒頭の大阪市西淀川区の女儿虐待事件においても、学校側は、異変に気づきながらも積極的な対応はしなかったということであり、問題は、その保護の難しさにあり、家庭内に入り込みにくい現状がございます。しかし、一歩踏み込んだ対応をするべく、県民への啓発をはじめ、地域や各関係機関との積極的な連携のもと、早期発見、早期対応に努めなければならないと思うわけであります。

そこでお尋ねいたします。深刻化する児童虐待に関して、奈良県における関係機関との連携体制や、県民への啓発並びに、こども家庭相談センターの対応などについてお聞きいたします。

三点目の、少子化対策についてお聞きいたします。

一九六〇年代から一九七〇年代前半にかけての高度成長を背景に、二・一三前後で安定していた出生率が、第二次ベビーブームと呼ばれた一九七三年をピークに、第一次オイルショック後の一九七五年には出生率が二を下回り、出生数は二百万人を割り込みました。

一九八九年の人口動態統計では、合計特殊出生率が一・五七となり、一九九〇年代以降も出生率低下は続き、一九九二年度の国民生活白書で少子化という言葉が使われ、一般的に広まりました。二〇〇三年には、年間出生数が百十二万人まで減少、二〇〇五年には総人口の減少が始まり、同年の労働力人口は六千六百五十万人でありましたが、厚生労働省によりますと、少子化が続いた場合、二〇三〇年には二〇〇六年と比較して一千七十万人の労働力が減少すると予想されています。内閣府が二〇〇五年、アメリカ、フランス、韓国、スウェーデン、そして日本という五カ国のおよそ一千人の男女を対象に行った少子化についての意識調査、少子化に関する国際意識調査によりますと、子どもを増やしたくないと答えた割合は五三・一％と、ほかの四カ国と比較して最も多かったということでもあります。改めて時系列で振り返ってみますと、その時代の背景が日本の少子化に大きな影響を及ぼしているのがよくわかります。

今日においては、核家族化や、産婦人科医、小児科医の不足、治安に対する不安の高まりなどのほか、未婚化、晩婚化の進展が少子化に強く影響しているとともに、結婚した場合も、経済的理由により、子どもが生まれたときの十分な養育費が確保できる見通しが立たないと考え、出産を控える人が多くなっています。また、企業による派遣労働の採用など、雇用形態が流動的になり、将来の生活に展望が持てない場合が多くなっており、結婚や出産をあきらめざるを得ないケースが増加しています。

さらには、子育てにかかる費用が高いことも要因として指摘されています。国民生活白書によれば、子ども一人に対し一千三百万円の養育費がかかると言われており、ただし、この数値は基本的な生活費によるもので、高校や大学への進学費を含めると、最低二千万円はかかると言われております。中小企業白書によれば、配偶者や子どもがいる割合はおおむね所得の高い層に多く、所得が低くなるに従って未婚率が高くなるという傾向があり、低収入のフリーターの増加は、結婚率、出生率の低下を招くと分析しています。

一方、奈良県に話を移しますと、県内夫婦の平均出生子ども数は一・八九人で、全国平均一・七七人を上回っておりますが、女性一人が生涯に産む子どもの推定人数を示す合計特殊出生率が、全国平均一・三七に対して奈良県は一・二二であり、低い数字となっております。人口維持に必要とされる水準は二・〇七と言われているので、今後の県人口についても暗雲が立ち込めているのではないかと思います。

そのような中、奈良県におきましては、県民の結婚、出産、子育てに関する状況と意識を明らかにし、奈良県少子化関連施策を企画立案していくための基礎資料を得ることを目的としたアンケート調査、並びにグループ調査、少子化実態調査を実施されました。このことは、昨日の代表質問でも取り上げられ、所見などをお述べになられたところでございます。今回のアンケートで最も注目すべき点は、母親、特に専業主婦の身体的・体力的や心理的・精神的及び金銭的・経済的などによる育児不安・負担感が、平成八年、今から十二年前の調査から約二倍近く増えているということでもあります。さらに、専業主婦の不安感、負担感は、就業している妻に比べて大きいという結果も出ております。ちなみに、平

成十七年度の国勢調査によりますと、奈良県の専業主婦の割合は全国一位であり、平成十八年度社会生活基本調査によりますと、男性有業者の帰宅時間は全国で最も遅く、男性の家事・育児時間は、全国で五番目に短いということでもあります。

そこでお尋ねいたします。このような背景や調査の分析を踏まえ、今後作成される奈良県次世代育成支援後期行動計画では、どのような対策を打っていこうとされているのか、お聞きいたします。

四点目の企業の活性化について、商工労働部長にお聞きいたします。

産業界と行政関係者などが、県内産業の活性化に向けた課題に共通の認識を持ち、活性化に向けた産学官の連携、役割分担、公的支援のあり方を協議し、結果を県の経済施策に反映させるといった、産業活性化ミッションの実施など、現在奈良県は、荒井知事の陣頭指揮のもと、企業誘致や県内産業の活性化に向けた施策の展開を図っておられます。しかし、米国に端を発するサブプライムローン問題を受けて、経済情勢は激変いたしました。昨年九月のリーマン・ショックに始まる世界的な金融危機と世界同時不況の波が、日本の企業や人々の暮らしを直撃いたしております。特に輸出産業は大打撃を受けており、雇用にも大きな影響を及ぼしているところであります。また、国際的な金融システム不安は、いまだに完全に収束するには至らず、国内外の主要な経済指標も依然として厳しい数値を示しております。

一方、奈良県においても、景気後退による需要の落ち込み等から、経営不振が叫ばれるとともに、雇用情勢の悪化、個人消費の落ち込みなど、先行き不透明感が急速に強まっています。そのような現状において、企業誘致の進展ぐあいも気になるところでありますが、県内企業に至っては倒産、廃業なども相次いでいるとお聞きするところであります。私たちとしては、企業誘致に注目しがちですが、誘致の企業数ばかりに目が行き、県内企業が衰退し減少すれば、元も子もございません。そこで、現在における県内企業の状況についてお聞かせいただきたい。

さて、厳しい経済の中においても、県内経済の活性化を目指す上では、そのことに向けた仕組みと仕掛けを講じていく必要があります。県におきましては本年度から、企業向けの優遇制度の拡充に取り組まれておられます。雇用の創出及び地域経済の活性化に大きく貢献する大規模な立地に対し支援する企業立地促進補助金、いわゆる大規模立地向けについては制度要件の緩和と対象の拡大がなされております。また、経済効果の高い中規模の立地を促進するために、工場、研究所の立地に対し支援する企業活力集積促進補助金、いわゆる中規模立地向けが新しく創設されました。さらに、県内立地企業による安定的かつ継続的な企業活動を促進するために、工場、研究所の機能強化に対し支援する企業定着促進補助金、いわゆる県内企業向けも新設されました。こういった優遇制度の拡充は、奈良県が企業誘致と県内企業の活性化に本気で取り組む決意であると高く評価するとともに、県内外の企業に一層の働きかけを行っていただきたいと願うところであります。ただし、冒頭申し上げました厳しい経済情勢が長引くと予想される中で、制度の期間が平成二十三

年三月三十一日までの着工となっている点につきましては、情勢を見据えながら考慮すべきと考えますが、その点について、拡充された優遇制度に関する企業へのPR活動の状況や企業立地の現況とあわせてお聞きいたします。

雇用機会の拡大について要望いたします。

質問に取り上げております優遇制度の中に、立地企業の人材確保のために、求人広告や人材紹介に対し支援する企業立地人材確保支援補助金が新設されました。この制度を利用するに当たっては、県内新規常用雇用者が五人以上という要件があり、県内雇用を高める意味においても一つのポイントであると評価をするとともに、制度の活用に期待しているところでもあります。県が取り組む企業誘致や県内企業の活性化は、雇用の増大につながりますが、ぜひ県内雇用を求めるものであり、関係機関に強く働きかけを行っていただきたいと願うところです。県内における就業率全国ワーストワンから抜け出し、未来のある子どもたちのためにも、県内で就職でき得る環境づくりに努めていただくことを要望させていただきます。

五点目の教育行政について、教育長にお聞きいたします。

その前に、中学校への進学を拒否された障害をお持ちの子どもさん、生徒さんとその両親が、下市町と下市町教育委員会に入学を認めるように求めた提訴で、奈良地裁は本日、入学を義務づける仮決定を出したということであります。みんなとともに学びたいという心の叫びが通じて、率直によかったなという気持ちと同時に、やはり家庭が、学校が、地域が、そして行政が、それぞれが子どもたちを見守る社会づくりに取り組んでいく必要があると改めて思った次第でございます。

さて、現在における国際化、情報化や、科学技術の進展、少子・高齢化などの社会や経済の急激な変化は、地域、家庭にも大きな影響を与え、子どもたちを取り巻く環境も大きく変化しております。また、長引く経済不況が格差社会を生み、それらが教育の格差へとつながってきています。さらには、次代を担う子どもたちをともに育てていかなければならない社会や、本来ならやすらぎを取り戻す場所であるはずの家庭が子どもを傷つけるといった事件なども起こっています。

学校教育もこのような変化のうねりの中にあり、保護者や地域社会の学校教育に対するニーズも複雑多様化してきています。いじめや不登校、学級崩壊など、早急に解決すべき教育問題に加え、子どもたちの心身の健やかな成長はもとより、学力、体力の向上など、学校教育の質が鋭く問われています。一方行政においても、施設設備を含めた環境整備が喫緊の課題であり、大きく変化する時代においても主体的に生きる力を持った子どもたちへと育てていくためには、家庭、学校、行政、さらには地域が一体となって取り組んでいく必要があります。そのような思いのもと、県教育委員会に対し、子どもたちを取り巻く教育的課題や、教育改革における各施策についてお聞きいたします。

県教育委員会は今回、高校生とその保護者を対象に実施した意識調査の結果を公表されましたが、教育内容などに関して、例えば個々の理解度に応じた学習や進路希望に応じた

学習の満足度が四から五割台と低い数値が示されています。それらを踏まえ、まず最初に、平成十六年度から、行ける高校から行きたい高校、特色ある学校づくり等を掲げ、生徒の能力や適性、興味・関心、進路に応じた選択幅のある教育を展開するなどを目的に始まった県立高校の再編も、五年が経過していますが、その成果と検証について、高校再編に連動している入試改革も含めてお聞かせいただきたい。

次に、文部科学省の調査によりますと、ことし二月六日時点において、企業などから採用内定取り消しの通知を受けた今春卒業予定の高校生が計二百六十九人に上ったということでありました。さらに、厚生労働省と文部科学省の調査によりますと、高校生は求職者数が十七万八千人と前年度より三・三％減少したが、求人数は同六・六％減の三十二万三千人とさらに落ち込み、求人倍率は一・八一倍と前年度を〇・〇六％下回ったということでもあります。また、先ほど申し上げました意識調査の中の、いろいろな技能や資格の取得機会の結果について、そのことが重要と考えている生徒が八三・八％、保護者が八八・三％、現状に満足している生徒が五二・二％、保護者が五三・四％となっており、重要度と満足度の開きが大きい結果となっています。就職を考える生徒や進路を見据えた学習に取り組む生徒のためにも、小中学校から勤労観、職業観をしっかりと持ち、将来への目的意識を持ちながら、さまざまな資格等を取得することは、昨年からの世界同時不況の影響で就職状況がより厳しい現状になることが予想される中で、ますます重要になってくると考えます。

そこで、子どもたちに相応の勤労観、職業観を養い、社会人、職業人として自立していくことができるよう、小・中・高校におけるキャリア教育についてどのように取り組んでおられるのか、また特に高校については、県内の高校の就職状況を踏まえながらお聞かせいただきたい。

次に、教職員の能力開発や意欲醸成、学校組織の活性化を図り、ひいては学校の教育力向上や人材育成に役立てることを目的とした人事評価制度と、学校の自主性、自律性が高まる上で、その教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善と発展を目指すことを目的とした学校評価についてお聞きいたします。

人事評価制度が導入されて三年、学校評価に対する法改正が行われて一年がたちますが、あくまで評価が目的ではなく、先ほど申し上げた目的に向かっての手法であると認識しております。これらが学校現場においてどのように生かされているのかお聞きするとともに、今後の取り組みについてお尋ねいたします。

最後に、学校施設のＰＦＩ導入についてお聞きいたします。

厳しい地方財政のもと、民間の資金、経営能力、技術的能力の活用による事業コストの縮減、公共サービスの向上等の観点から、ＰＦＩを活用した学校の施設整備が全国各地で行われております。特に喫緊の課題である公立学校の耐震化については、迅速に進めるため、ＰＦＩを用いた場合でも従来手法と同様の国庫補助を適用するという一方で、文部科学省もその取り組みを支援しております。奈良県における県立学校の早期の耐震化や施設

改修などについて、PFI導入の検討余地はあると考えますが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

以上で壇上における質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（神田加津代） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） （登壇）八幡藤野議員のご質問、私に対しましては、奈良県における広域連携のあり方、最近の動向を踏まえたあり方の所見というお問い合わせでございました。

いろいろお述べになったことでもございますが、本県では、市町村合併、広域行政、あるいは県から市町村への権限移譲、地方分権の中での定番となっております仕組みがあまり進んでいない状況でございます。そのため、財政的に厳しい上に組織体制が弱体な小規模町村が多いという県になっております。したがって、弱体な町村をどのように助けるかというのが、県内の地方組織の大きな課題になっております。既定の考え方にとらわれず、最適な地方行政のあり方を模索、議論していく必要があると認識しております。新しい知恵が必要ではないかという感覚を持っております。

また、本県の市町村の行財政の状況をお述べになった点でもございますが、公債費と人件費による経常収支比率、あるいは赤字団体数は全国ワーストワンという状況でございますし、市町村税の徴収率も、改善してきておりますが、全国三十八位の徴収率でございます。総職員数は、類似団体と比較いたしますと、計算上でございますが、八百四十人ほど多いという指数が出ております。また一方、行政部門の職員が百人以下の町村が、三十九のうち十九町村もあるというような状況でございます。数字が実態を反映した面がございます。一昨年以来、そのような状況を踏まえつつ、県内の市町村長とさまざまな協議を行ってまいりました。

課題を共有する、そのための情報を共有する、さらに市町村と連携をするといったことをしておりましたが、ことしは市町村とさまざまな議論や勉強を定期的に行う必要があるのではないかと考え、奈良県・市町村長サミットという名前で毎月一回の定期的な勉強会を開催しております。ことしの二月には、これまでの勉強の成果を踏まえまして、県と市町村の連携、市町村間の連携についての基本的な考えを一応提示いたしました、県と市町村の役割分担のあり方という資料でございます。

この中で書きましたが、一つは、県と市町村が持つ資源、とりわけ人的資源、財源、公共施設を県全体として有効活用できないかということを考えてまいりました。また、やはり市町村と県は独立したそれぞれ対等な立場の行政組織でございますので、補完と自立といったことが基本的な考え方になろうかと思えます。県と市町村の新しい役割分担と適正な財源負担をどのように構築するかという目標を掲げたわけでございます。どのようなやり方かという、県が弱体な市町村を応援するといういわゆる垂直的な補完、市町村間がそれぞれ助け合うという水平的な補完というようなやり方がございますので、それをどの

ように組み合わせるかということを探している、そういう構図を提示したわけでございます。

一方、議員がお述べになりましたように、ことしの六月十六日に第二十九次地方制度調査会答申が出ました。その中で大変目新しい内容がございますのは、合併推進運動を一区切りとするという記述がございます。それとともに、市町村間の広域連携の活用や県による補完などの多角的検討が必要だという提言もされております。このような方向は、県がこれまで努力してきた方向を追認するような内容になろうと意識しております。

これらの提言内容につきましては、県では、これまで行ってまいりました検討会におきまして、具体的な作業の検討も入っておるものがございますが、国民健康保険でございますとか、技官のいない町村に対する橋の定期点検とかなども含めました公共土木などのケーススタディーを既に昨年からしておりますが、ことしは、うれしいことでございますが、市町村から逆に自主的な提言もございまして、例えば戸籍システムの共同化でございますとか、消費者行政相談窓口の広域化などと、具体的な作業のテーマが提示されております。そのようなことにも取り組んでいきたいと思っております。

このような努力を重ねて、市町村と知恵を出し合って、本県の実情に応じた垂直補完と水平補完を組み合わせた奈良モデルといったようなものを構築して、弱体と言われます市町村の財政と事務処理体制の支援をしていけたらというふうに考えているところでございます。

私に対する質問は以上でございました。

○副議長（神田加津代） 速見こども家庭局長。

◎こども家庭局長（速見安且） （登壇）八番藤野議員のご質問にお答えをいたします。

私には二点お尋ねでございます。

まず、児童虐待について、関係機関との連携体制や県民への啓発、こども家庭相談センターの対応はどうかというお尋ねでございます。

本県では、昨年の奈良市月ヶ瀬、また先日の天理市と、乳児に対する痛ましい虐待が続いて発生をいたしたことは、大変心が痛む、誠に残念なことでございます。こうした事件を繰り返さないためにも、議員がお述べになりましたように、児童虐待の未然防止、早期発見のため、さまざまな関係機関あるいは県民の方々により、みんなで見守る総合的な見守り体制をつくるのが最も重要であると考えております。

県といたしましては、これまでも、県こども家庭相談センターの体制を充実させ、三百六十五日、二十四時間の相談受付窓口を設置いたしますとともに、市町村の相談窓口充実のため、あるいは地域の児童虐待見守りネットワーク構築のため、県作成の児童虐待対応マニュアルによる研修など、さまざまな支援を実施してまいりました。また、昨年度より、児童虐待防止キャンペーン、通称オレンジリボンキャンペーンとしまして、シンポジウムや街頭啓発などを実施し、県民の方々に児童虐待について理解を深めていただきますと

もに、ためらわず通報や相談をしていただくための啓発にも取り組んでいるところでございます。

また、本年度は、奈良県児童虐待等調査対策委員会の提言に基づきまして、関係機関の連携強化のため、新たに医師、弁護士、学識経験者等で構成されるスーパーアドバイsteamを設置するとともに、こども家庭相談センターに担当職員を二名増員したところでございます。この体制によりまして、学校、母子保健担当機関をはじめ児童虐待を発見しやすい立場にあるすべての方々に、児童虐待への理解を深め、発見と対応のスキルの向上を図っていただくため、児童虐待事案を用いた実践的な研修、指導などの各種取り組みを展開してまいりたいと考えております。今後とも、あらゆる機会をとらえまして、総合的な見守り体制づくりに積極的に取り組んでまいり所存でございます。

次に、少子化対策について、専業主婦の育児不安、負担感が近年増大しているが、どのような対策を打っていかうとしているのかというお尋ねでございます。

昨年九月に実施いたしました少子化実態調査では、議員がお述べになりましたように、子育てに対し不安感、負担感を感じると回答されました母親の割合が、十二年前の調査に比べ増加をいたしております。また、それは専業主婦により強くあらわれているということが明らかになったところでございます。

本県は、専業主婦率、核家族率がともに全国一位で、夫の帰宅時刻も全国一遅いことが、子育ての孤立化を招き、子育ての不安感、負担感を増大させている要因と考えられます。また、このことは、ひいては第二子出産に大きな影響を与えるだけでなく、虐待につながるケースもあることから、母親、特に専業主婦の子育てに対する不安感、負担感の軽減は、本年度策定をいたします奈良県次世代育成支援後期行動計画においても重要な課題の一つであると認識をいたしております。そのため、計画の策定に当たりましては、専業主婦特有の状況が原因となって生じます不安・負担感、例えば一日じゅう子育てに追われ、休まるときがない、あるいは自分の時間が持てないということなどから生じます精神的な不安・負担感の軽減、解消に役立つ対策について、十分検討をしていきたいと考えております。また、働く主婦も含めた共通対策、例えばワークライフバランスの推進施策、あるいは、地域子育て支援策なども幅広く盛り込んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（神田加津代） 福田商工労働部長。

◎商工労働部長（福田将人） （登壇）八幡藤野議員のご質問にお答えをいたします。

私には、企業の活性化につきましてでございます。

まず、県内企業の経営状況等についてでございますが、議員お述べのとおり、昨年秋のリーマン・ショックに始まります世界的な景気後退の中で、県内の中小零細企業は極めて厳しい経営環境に直面していると認識をしているところでございます。東京商工リサーチの調べによりますと、ことし一月から五月までの県内倒産件数は七十五件であり、対前年同期比で十八件の増加、負債総額で七十億六千万円の増加となっております。原因別では、

販売不振が五十九件、赤字累積が九件と、不況型倒産が多い状況にあります。このような状況の中、県では、中小企業の円滑な資金繰りを支援するために、昨年秋に緊急特別対策資金を創設いたしました。現在までに県信用保証協会への申込み件数は、建設業で七百十一件、製造業で六百四十八件、その他合わせまして合計二千五百六十四件の申込みがございまして、また、申込み合計金額は約三百六十億円となっているところでございます。県といたしましては、今後とも熱意や意欲のある企業が求める支援を総合的、効果的に実施することによりまして、県内企業の経営力、開発力、販売力の強化を図ってまいり所存でございます。

次に、優遇制度のPR活動の状況と、立地の現況ということでございます。

企業立地を推進するに当たりましては、現在の厳しい経済状況ではございますけれども、県としてできることを積極的に実施するということが重要であると考え、平成二十一年度当初予算におきまして補助制度の大幅な強化充実を図ったところでございます。こうした制度につきましては、これまでにホームページやガイドブック等への掲載に加えまして、企業訪問など、機会あるごとにPRに努めているところでございます。例えば、四月二日には県内企業に対する説明会を開催いたしましたほか、五月二十七日には、市町村、経済団体、金融機関及び関西電力等のインフラ関連事業者にお集まりをいただきまして、新たな補助制度等について説明をさせていただいたところでございます。これまでのところ、企業や関係者の反応はおおむね好評であると認識をしております。

今後、七月には、県内外の優良企業二千五百社に対しまして、本県への立地意向に関するアンケート調査を実施することとしておりまして、その際に、あわせて補助制度についてもPRをする予定であり、今後とも制度の積極的な周知を図ってまいり所存でございます。なお、補助制度の期間を二年間としていることについてでございますけれども、これはほかの制度も同様でございますけれども、こういった制度につきましては、その実績や効果、経済情勢やニーズ等を踏まえまして、以後の対応をまた検討していくという、そういう趣旨でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

最後に、本県の企業立地の状況でございますけれども、平成二十年の全国の工場立地件数が、六年ぶりに減少に転じました中、本県では前年と同数の二十六件となりまして、これまでの趨勢と比べれば、とりあえず順調に推移しているものと考えているところでございます。しかしながら、本県への立地を決定したものの、経済情勢の悪化等によりまして、工場建設を延期する企業もあるなど、全国と同様に、県内立地の動きも鈍化しつつあるのも現状でございます。こういう厳しい状況にございますけれども、今後とも、補助制度も含め、本県の魅力を内外に積極的にPRし、雇用や税収の確保につながる企業の立地を促進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（神田加津代） 富岡教育長。

◎教育長（富岡将人） （登壇）八番藤野議員にお答えいたします。

私には、教育行政について四点でございます。

まず一点目、県立高校の再編の成果、それから再編に伴う入試改革の成果についてのお尋ねでございます。

平成十六年度から県立高校の再編を進め、新たに理数科や教育コースを設置するなど、多様な学科コースを設け、各高校の特色づくりとともに、魅力ある高校の実現を目指し、五年が経過したところでございます。県立高校における特色ある学校づくりを検証するため、本年二月に県立高校生を対象に、高校生の学校生活などに関する意識調査を行ったところ、八一・一%の生徒が、在学している学校は入学したかった学校であると回答でございます。学校の変化としては、例えば、榛生昇陽高校の介護福祉士国家資格合格率が、平成十五年度では全国平均を下回る四二・四%だったものが、平成二十年度には全国平均五二・〇%に対し、九七・一%までになったことや、法隆寺国際高校で、英語のコミュニケーション能力を育成する教育活動が高く評価され、文部科学省から平成二十年三月に英語教育優良学校として表彰されていることなどが挙げられると考えます。また、入試改革の成果といたしましては、高校再編の趣旨に沿い、平成十七年度から実施しました特別選抜に関して、先ほどの意識調査で、受験機会が増えることに、生徒八五・一%、保護者八六・六%と高い評価を得ていることが挙げられます。ただ、一部の学校で競争率が高くなることについては、逆に評価が分かれるなど、検討すべき課題もあると受けとめております。

このようなことから、五年を経過して、高校再編と特別選抜の所期の目的はおおむね達成しつつあると認識しており、今後さらに学校の特色づくりや魅力ある学校づくりを推進するとともに、入試制度の改善にも一層努力する所存でございます。

二点目は、小・中・高キャリア教育の実施状況、これは高校は就職状況もあわせてというお尋ねでございます。

自立した社会人の育成にとって、子どもたちの勤労観や社会性を養い、将来の職業や生き方についての自覚を高めるキャリア教育は、重要と考えております。本年度新たに作成した学校教育の指導の重点にも、キャリア教育の充実を掲げているところでございます。小・中・高のキャリア教育の実施状況については、小中学校では、職場見学や職場体験を通じて、働くことへの関心や意欲を高めるため、平成二十年度は小学校二百十四校中百九十九校が職場見学を、中学校百七校中百三校で、二年生が職場体験を実施しております。また、本年度からは、中学一年生も対象に、中学生の社会性や規範意識の醸成に役立つ職場体験等を新たな事業として展開することとしております。次に、高等学校では、すべての学校でインターンシップを、また工業系高校では企業の熟練技術者が実習指導等を行う新ものづくり教育事業を実施しております。

なお、本年三月の高校生の就職率は、全国平均では前年比マイナス一・五%の九三・二%と厳しい就職状況の中、県内高校生は、前年比マイナス〇・五%にとどまることにより、全国平均並みの九三・一%となっております。今後も、生徒が実践的な知識や技術、技能

に触れ、主体的に進路を選択できるよう、キャリア教育の充実に取り組んでいく所存でございます。

三点目は、人事評価制度、あるいは学校評価についてのお尋ねでございます。

まず、四年目を迎えた人事評価制度は、教職員みずからが各自の目標等を定めたシートを作成する自己申告評価と、評価者が作成する勤務状況評価で構成されております。この人事評価制度により、教職員は学校経営方針への理解を深め、また、管理職とのコミュニケーションを通じて、より円滑な人間関係の構築に貢献するなどの効果が認められるところでございます。一方、評価者間での評価誤差の可能性の除去対応としましては、評価者に対する研修方法等の研究を深め、評価者研修を重ねて精度の向上に努めてまいりたいと考えます。

また、学校教育法改正に伴い、昨年度から全国的に実施することとされた学校評価は、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況についてみずからが行う自己評価と、保護者その他の当該学校の関係者による学校関係者評価で構成されております。自己評価は公表を義務づけられ、学校関係者評価は公表に努めるものとするようになっております。学校評価を実施する過程において、学校ごとの課題が浮き彫りになったり、また、教職員一人ひとりが学校運営に参画するという意識の醸成にも役立っております。さらに、保護者や地域による学校への理解、協力へと進展し、開かれた学校づくりにつなげることを目指しているところでございます。なお、文部科学省の全国状況調査がこの夏に予定されており、他府県との比較を通じて、本県の状況と課題も明らかになると考えており、この分析を行い、今後の学校改善に役立ててまいりたいと考えます。いずれの制度も、評価自体が目的ではなく、評価を通じて、各学校の具体的な課題が明確になり、このことにより、教員一人ひとりの教育力、各学校の教育力を高め、信頼される学校づくりに役立ててまいりたいと考えております。

四点目は、県立学校の耐震化等にPFIの導入について研究したらどうかというお尋ねでございます。

PFI方式による学校施設の耐震化事業につきましては、京都市で平成二十一年度から導入されるほか、三重県四日市市で既に実施されているということを聞いております。この方式によれば、事前調査、設計施工から維持管理まで一括発注して長期契約することで、財政負担の平準化を図ることができ、初期投資の経費を一時的に事業者が負担するため、短期間で多くの耐震化事業の実施が見込まれるというメリットがあるとされております。ただし、県立学校の耐震化事業につきましては、既に耐震診断から耐震設計と順次計画的に事業を進めている状況であり、この段階からPFIへの変更は難しいと考えているところです。また、老朽化対策などの大規模な施設改修は、基本的に耐震化工事にあわせて実施しているところでもございます。

なお、PFI手法は、緊急に多額の財政負担を要する場合に大変有利なものであることから、どういうところにどういう形なら導入できるかの可能性について、今後、具体的内容とともに、十分に研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（神田加津代） 八番藤野良次議員。

◆八番（藤野良次） 一点目の、奈良県における広域連携のあり方につきまして、改めて確認しますのは、市町村合併についてはかなりやはり見通しは厳しいということを荒井知事の答弁でも感じ取りました。そのいわゆる厳しい中で、これから奈良県の新しいモデルを、広域連携という新しいモデルをつくっていくという荒井知事の決意であったような答弁というふうに私は認識いたしておりますが、それで間違いのないと思いますので、答弁は結構でございます。これからも邁進していただきたいと、このように思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それと、児童虐待につきましては、いわゆる児童虐待問題の社会的取り組みが行われているアメリカでは、子どもは社会で育てるという認識が皆さんに広まっているということでございますので、今回奈良県が、みんなで見守る支援事業というこの位置づけ、大変評価をいたしておりますので、しっかりと取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

少子化対策についても、今後の行動計画の策定も含めての取り組みに期待をいたしております。

企業の活性化、これも、先ほど県内企業の倒産件数も申されましたけれども、大変厳しい状況です。県内企業の支援とともに、この拡充された優遇制度、しっかりと働きかけを行っていただきたいと思います。

最後、教育行政ですけれども、詳細は文教委員会でまたお聞きしますけれども、教育施策における成果と検証というのはやはり大切でございますので、これからもさらなる取り組みをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（神田加津代） しばらく休憩します。

△午後二時三十九分休憩

△午後二時五十三分再開

○議長（川口正志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、十一番上田悟議員に発言を許します。――十一番上田悟議員。（拍手）

◆十一番（上田悟） （登壇） 自由民主党、上田悟でございます。議長のお許しを得まして、発言をさせていただきます。

きょうの一般質問は、私は二問でございます。平城遷都一三〇〇年祭に係る質問、この質問は、今定例会代表質問、一般質問を通じまして、十二人の質問者のうち六人が触れております。大変、奈良県の今現在の重要な施策の一つという位置づけであるかなというふ

うに思います。二問目の質問は、国の経済危機対策に基づく補正予算の質問であります。これは、本六月定例会、六月議会としましては平成十年以来の大型補正、一般会計で百八十八億円という大型補正を提案されているものでありまして、この二問に絞り、今回は質問をさせていただくことにしました。

まず一つ目の質問でございます。平城遷都一三〇〇年祭における、巡る奈良事業の推進について、知事にお伺いをいたします。

平城遷都一三〇〇年祭は、これまでの荒井知事のこの事業にかけます熱い思い、そして努力の成果が着実に実りまして、昨年の平城遷都一三〇〇年祭の閣議了解、平城宮跡国営公園化の閣議決定、そして、その後の平城遷都一三〇〇年祭計画策定、また、ことし一月の経済団体等で構成されます平城遷都一三〇〇年記念事業推進委員会の設立、運営など、まさに国家的事業として推進されています。あわせて、四月には事業計画も発表されました。現在、着々とその準備を進められていると拝察しておるところでございます。知事の精力的な取り組みと、その政治手腕に心から敬意を表します。とともに、この事業にお力添えをいただいております関係各位に感謝を申し上げたいと思います。

さて、いよいよ平城遷都一三〇〇年祭は、二〇一〇年一月の開幕まで、あと六カ月余りとなってまいりました。私はかねてから、この事業では、メイン会場となります平城宮跡でのパビリオン型の博覧会形式での展開だけではなく、奈良県固有の歴史や風土など県内各地の特性を生かした伝統行催事などにスポットを当てた、県内のそれぞれの地域が全国の注目を浴びるような取り組みを充実させることこそが重要であると常々考えておりました。本会議や、所属させていただいております委員会などでも、機会あるごとにそのような発言をさせていただいてまいりました。四月に発表されました事業計画では、私の地元であります斑鳩・信貴山地域も、巡る奈良事業の県内六地域の重点地域の一つとして明確な位置づけがなされました。この斑鳩・信貴山地域をはじめとして、県内の各地域を有機的につなぐことによりまして相乗効果が確実にあらわれ、二〇一一年以降も継続的な観光振興が図られるとともに、奈良県の歴史文化の重要性を大きくアピールできるものであると多いなる期待を寄せているものでございます。

さて、平城遷都一三〇〇年祭が展開される西暦二〇一〇年は、十二支の干支で言いますと寅年でございます。この事業の皮切りとなるオープニングイベントも、寅にゆかりのあります信貴山朝護孫子寺での開催が予定されております。まさに、この開幕に相応しい場所を選んだと私は共感をさせていただいている一人でございます。地元地域では、一連のイベント等の準備のため、信貴山観光振興実行委員会なる組織が設立されました。お寺をはじめとしまして、地元の平群町、三郷町はもとより、旅館、旅行関係業者、交通関係事業者、地元の大学や企業、マスコミ関係者等々、官民一体となった運営会議も積極的に回を重ねられております。この信貴山観光振興実行委員会は、平城遷都一三〇〇年祭準備のため、県内ではいち早く立ち上げられました。平城遷都一三〇〇年祭開催期間中はもとより、ことしの夏、秋の行事なども、もう既にペレイメントという位置づけで、数々の企画

をいただいているところでございます。そして、平城遷都一三〇〇年祭終了の後においても、地域の観光振興の核として活動していく組織として、今後の進展が大いに期待されるものでございます。

さらに加えて、民間の動きとしまして、ある旅行会社が企画しました二〇一〇年元旦早朝に信貴山を出発して宇陀市へ移動するという、かぎろひを見る初詣ツアーという企画が、既に商品化が進んでいるというふうに聞いております。いわゆる平城遷都一三〇〇年祭のコンセプトであります四神、四つの神様の西の虎、いわゆる白虎から、東の龍、青龍、いわゆる室生寺の横に龍穴神社というのがあるそうでございますけれども、信貴山から室生寺へ、白虎から青龍へ移動するという、かぎろひを見る初詣ツアーというのも既に旅行商品化が進んでいるということを聞いております。まさに、平城遷都一三〇〇年祭への取り組みがいろいろな形で着々と進んできている一例かとお見受けをいたしているところであります。

あわせて、斑鳩地域についても少し触れさせていただきますと、日本で最初に世界遺産に登録されました法隆寺地域の仏教建造物や日本の歴史を語る上で欠かすことのできないスーパースターの一人、聖徳太子という世界ブランドの題材があるわけでございます。

このように、私の地元地域でのさまざまな取り組みや現状をるる申し述べてまいりましたが、私は、平城遷都一三〇〇年祭の事業全体を展開していく上で、二〇一〇年一月から四月の期間、いわゆるスタートの時期を重点期間として、斑鳩・信貴山周辺地域での取り組みを考えておられることは、誠に時宜を得た事業メニューでありまして、かつ大変重要な位置づけにある取り組みであると考えております。二〇一〇年の一年間を通した県内各地域への観光客誘致の取りかかりとしても、非常に大切なポジションにあると考えるものであります。

そこで、荒井知事にお尋ねをいたします。平城遷都一三〇〇年祭における巡る奈良事業の全体の推進方針と、その想定されます効果についてお伺いをいたします。

あわせて、斑鳩・信貴山周辺地域の特性を踏まえたイベント内容についてもお聞かせをいただきたいと思います。

二つ目の質問でございますが、国の経済危機対策に基づく補正予算の活用についてであります。

この質問は、本県の行政全般にかかわるものでありますが、今回は私は、その中で特に土木行政に絞ってお尋ねをいたしたいと思っております。

昨年の夏以来、世界的な景気後退を背景に、輸出や生産が減少するとともに、雇用情勢も急速に悪化し、企業の資金繰りなど金融環境も非常に厳しい状態にあります。我が国は、まさに経済危機とも言える状況に置かれていると言っても過言ではないと思っております。こうした経済金融情勢等を踏まえ、四月十日、政府は経済危機対策を決定いたしました。

その対策は、景気の底割れの回避を第一の目的としていますが、単に景気対策のために需要を追加するだけのものではありません。景気に加え、安心と未来をキーワードに、雇

用や社会保障、子育て支援といった、安心と活力の実現、そして、経済回復の先の社会を見据えた未来への成長を目的としています。具体的には、景気の底割れを回避するための雇用対策や金融対策を講じ、また中長期的な成長を図るため、低炭素革命、健康長寿・子育て、底力発揮・二十一世紀型インフラ整備の三つの分野について、特に緊急に実施すべき施策を実行することとしています。国民の皆様には安心と活力をもたらすため、防災、安全対策等に取り組むこととしています。さらに、地方公共団体に対しては、地域における公共投資を円滑に実施することができるよう、地域活性化・公共投資臨時交付金を、地域の実情に応じたきめ細やかな事業を積極的に実施できるよう、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を、それぞれ交付することとしています。

この経済危機対策を受け、去る五月二十九日に、国の平成二十一年度補正予算が成立いたしました。その規模は、事業費で五十七兆円、財政出動は、いわゆる真水で十五兆円となっております。地域活性化・公共投資臨時交付金は一兆三千七百九十億円、地域活性化・経済危機対策臨時交付金は一兆円の予算計上がなされています。

そこで本県も、地域活性化・経済危機対策臨時交付金をはじめとした国の補正予算を効果的、効率的に最大限活用することにより、経済活性化や暮らしの向上といった喫緊の課題に積極的に対応する必要があると考えます。このたびの六月議会では、平成十年度以来の大型補正予算ということで、一般会計において事業規模で約二百三十二億円、予算案としては約百八十八億円の規模のものが提案されております。私は、経済活性化や暮らしの向上といった喫緊の課題に最も効果を発揮し、県民の皆様にはそれを実感していただけるのは、やはり道路事業をはじめとする公共事業への投資であろうと考える一人であります。本県では、現下の厳しい財政状況から、公共投資を抑制せざるを得ない状況がありまして、選択と集中が必要であるとされております。例えば道路では、事業予算が十年前の約半分になっております。このため、昨年、道づくり重点戦略なるものを取りまとめられたものと、そのような認識をもしているところでございます。

このような中、地域における公共投資を円滑に実施するための交付金、地域の実情に応じたきめ細やかな事業を積極的に実施するための交付金などは、まさに財政が逼迫している本県にとって、この上もなく使い勝手のよいありがたいものだと考えるものであります。今回の県の補正予算においても、道路整備をはじめとする土木事業の占める割合が非常に高くなっていると思われます。こうした土木事業は、県民の生活に密接に関係するものでありまして、県民のニーズにいかにかたえるかを考えた上で、効果的に進める必要があると思います。言いかえれば、今回の交付金をはじめとする国の補正予算をどのように有効活用するか、本県土木行政の評価がかかっていると言っても過言ではないと思うものであります。

土木部長にお伺いいたします。県民に役立つ、あるいは県民に満足いただけるために、これらの交付金をはじめとする国の補正予算をどのように有効に活用しようと考えているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

壇上からは以上でございます。答弁をお聞きしました上で、自席からまた発言をさせていただくこと、お許しをいただきまして、私の一般質問といたします。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（川口正志） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） （登壇）十一番上田議員のご質問にお答え申し上げます。

私に対しましては、平城遷都一三〇〇年祭における巡る奈良の事業の推進についてのお伺いでした。

平城遷都一三〇〇年祭の巡る奈良事業でございますが、県内各地の歴史、文化、自然等の資源を生かして、四季を通じて訪れる人々が奈良の多様な魅力を堪能し、県内を楽しく周遊探訪できることを目指しております。その実現のために、県内各地域の社寺、国宝、古道、花、自然、伝統行事などの観光資源を快適に巡ることができる仕組みやルートづくりを行うことを目的にしており、奈良県全体の観光振興を飛躍的に発展させるきっかけになればというふうに思っております。

県内におきましては、平城京のほか、斑鳩・信貴山、葛城、吉野、飛鳥・藤原、大和高原・宇陀周辺といった地域を、巡る奈良の中心軸と考えております。これらの各地域の特性と相まって、国宝、重要文化財等の保有が全国屈指であるということに着目いたしまして、お祭りを機会に国宝に巡りやすいナンバーリングをつけまして、二百以上もございますが、テーマ性のある周遊モデルコースをつくることにしております。それを掲載した手帳、国宝巡礼奈良まほろば手帳といったようなものを開発、発行することを考えております。このような取り組みを通じて、各地域の観光のグレードアップをいたしまして、地域ブランドを全国ブランドにするとともに、一過性にならないように、また地域のもてなしの総合力が向上するように努めていきたいと思っております。また、このお祭りは、平城宮跡地域だけでなく、奈良県全体の観光魅力を全国にPRする絶好の機会でございます。ことし四月、東京にオープンいたしました奈良まほろば館や、四月に発足いたしました新組織のビジュアルビューローなど、観光発信拠点から集中的に奈良の奥深い魅力を発信して、巡る奈良事業を効果的に推進していきたいと思っております。このような取り組みによりまして、中南和地域への滞在周遊型旅行商品化が飛躍的に進み、奥深い奈良というイメージを定着させて、奈良ブームが起こることを期待しております。

議員がお尋ねになりました地域の特性を踏まえた各地域のイベントでございますが、斑鳩・信貴山周辺地域のほか、葛城周辺地域、飛鳥周辺地域など、県内各地において準備が着々と進んでおりますが、とりわけオープニングイベントは県内四カ所で開催いたしますが、特に信貴山におきましては、大みそかから元日にかけましてカウントダウンをすること、また、平城遷都一三〇〇年祭開催宣言を行うことなどを考えております。また、二〇一〇年一月から四月までを当地の重点期間としておりますが、法隆寺におきましては、ふだん公開しておりません伝法堂の多数の仏像や、朝護孫子寺の日本三大絵巻と言われる信貴山縁起絵巻の連続展示など、秘宝秘仏の公開をいたします。また、ご住職等による特

別講話の実施をしていただくことにもなっております。さらに、聖徳太子をテーマにしたミュージカルやツアー、和の精神をテーマにした滞在型のセミナーなどを開催いたしますとともに、伝統行事や広域的なウオークイベントなどの開催を計画しております。聖徳太子ゆかりの地や名所旧跡などを巡ります西の回遊ルートが、二〇一一年以降も継続するような、官民一体となった地域の主体的な取り組みに県もご支援申し上げて、戦略的に進めていくつもりでございます。

このような県内各地の特性を生かした形での観光振興のモデルを平城遷都一三〇〇年祭の機会につくり上げ、それを継続することによって持続的観光振興の力とするためには、斑鳩・信貴山地域に見られるような地元の関係者の積極的関与が絶対的に必要だと思っております。その点で、議員お述べの信貴山観光振興実行委員会の組織と精力的な行動は、他の地域でもモデルにしてほしいと思っております。地域ごとの取り組みが一過性に終わらず、二〇一〇年以降も持続力を持つことを切に期待しているところでございます。

以上でございます。

○議長（川口正志） 川崎土木部長。

◎土木部長（川崎茂信） （登壇）十一番上田議員のご質問にお答えいたしたいと思いません。

私には、国の経済対策に基づく補正予算の活用についてということで、土木部として、今回の国の補正予算をどのように有効に活用しようと考えているのかというお尋ねがございました。

今回の補正予算につきましては、現下の厳しい経済情勢を踏まえまして、国の経済危機対策に基づく補正予算を最大限に活用し、本県の暮らしの向上と経済活性化に向けた喫緊の課題に積極的に対応することをその基本方針といたしまして、土木部におきましては、道路をはじめとする社会資本整備などに約七十億円を計上したところでございます。

補正予算の計上に際しましては、用地が既に確保されているなど、早期に事業効果が発現されるものの中から、暮らしの向上といたしまして、その一つとしまして、防災・減災対策の強化に資するもの、また、日常生活などにおける安全・安心対策の強化に資するもの、また経済活性化といたしましては、その一つとして、産業の活性化に資するもの、それから観光振興に資するものなどを重点的に選択したところでございます。

まず、防災・減災対策の強化に関するものといたしましては、例えば、中山間地域の安全・安心な道路交通の確保を目的といたしまして、昨年通行どめとなりました五條市大塔町小代の区間を迂回する国道一六八号辻堂バイパスの橋りょうや、トンネル工事の工事費を計上したところでございます。また、日常生活などにおきまして安全・安心対策の強化に関するものとしましては、例えば、通学路などの歩行者の安全・安心確保などを目的としまして、近鉄田原本駅周辺の整備のほか、道路の案内施設、照明施設の整備費、それから道路の維持管理費を計上したところでございます。さらに、河川の安全・安心を確保し、

浸水被害の軽減などを目的といたしましては、大門ダムや富雄川などの整備費を計上したところでございます。

また、産業の活性化や観光振興など、県勢発展基盤となります幹線道路の整備促進といたしましては、京奈和自動車道、国道二五号斑鳩バイパスや、国道一六三号清滝生駒道路の整備に係る直轄負担金を計上したところでございます。さらに、平城遷都一三〇〇年祭開催時の誘客促進を目的といたしまして、第二阪奈有料道路の利用者にＥＴＣポイントを贈呈する取り組みも予定しているところでございます。

土木部といたしましては、これらの事業をできる限り早期に実施することによりまして、経済波及効果や新たな雇用の創出に役立ててまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（川口正志） 十一番上田悟議員。

◆十一番（上田悟） ありがとうございます。

まず、平城遷都一三〇〇年祭の関係のことでございますけれども、先ほど質問の冒頭で申し上げましたように、今議会質問者十二人中六人がこの問題に触れているというように、大変重要な施策の一つでありますけれども、総じて、その質問、また知事の答弁をずうっと聞かせていただいている中で、現在まだまだ盛り上がり欠けるねというような内容のやりとりがありました。実は私も、昨年までは、本当にこれ、大丈夫かな、このままで二〇一〇年迎えられるのかなというような思いを実際持っておりました。特に荒井知事は、平城宮跡、メイン会場となります平城京をいわゆるゲートウエーとして、奈良県への入口という観点で、奈良県全域に誘客を図っていきたいというような言葉を以前、お使いになっておりました。これが果たしてどこまで果たせるのかなというようなことの不安をちょっと感じておったんです。

実は、正月早々に、私は自分の地元の自治会で、たまたま新年のごあいさつをさせていただく機会を得たときに、この平城遷都一三〇〇年記念事業のことについて触れました。そしたら、案外初めの間は下向いて聞いておられたんです、聞いていただいている皆さん方が。というのは、しよせん奈良市で行われるお祭りでしょうと、私たち斑鳩周辺ではあまり関係ないんじゃないでしょうかというような感覚で平城遷都一三〇〇年祭を見ておられた。ところが、私がその中で、いや、そうじゃないですよ、このゲートウエーという言葉も使いましたし、奈良県全体への波及効果、奈良県全域で盛り上げるお祭りですよ、歴史を祝うお祭りですよというようなお話をさせていただいて、割と興味を持ち出していたんだんです。そして、私たちの地元、信貴山・斑鳩地域も重点地域の一つですよ、二〇一〇年の春先は、私たちの地域が重点地域としてスポットを浴びるんですよというようなお話をさせていただいて、あ、興味を持ち出していたんだということを感しました、たった一回の会合の中で。

そして、私は正月から今までの間、ことし、各種のいろんな団体の会合、例えば自治会の会合でありますとか、老人会、婦人会、子ども会、また商工会や観光協会といったよう

な、さまざまな催しの中で、マイクの前に立たせていただく機会ごとに、必ず平城遷都一三〇〇年祭のことを申し上げてまいりました。具体的に事業計画などもこうして着々と進んでまいって、実は、大みそかから元旦にかけては、ことしは信貴山は大変なことになりますよというようなお話を、地元ですることによって、大いに皆さん方が興味を持ち出していた。そして、それぞれがかかわる立場というんですか、行政は行政、民間は民間、各種団体は各種団体として、あ、こういう形がかかわっていくんだなというようなことも、意識上それがされてきたなというのが、私、これ今、正月からこちら約五カ月、六カ月の間に、自分の地元で感じているところであります。

先ほど知事の答弁の中にも、信貴山観光振興実行委員会のその積極的な取り組みをご評価いただき、それを他の地域にも波及させていきたいというような答弁の言葉もちょうだいしました。まさに私はそのとおりでありまして、オープニングイベントは四会場で同時開催されますけれども、その四会場の中で特に信貴山地域がいわゆるスタートが早かったわけですね。取り組み方が早かった。それに追いつけ追い越せという形で、今宇陀市も相当力を入れていただいている。信貴山に追いつけ追い越せというような取り組み姿勢を今展開していただいていると聞いております。これはもう本当にありがたいことでありまして、県内全域がそういうふうなムードになってくると、まさにこの事業の目的が果たせる、そういう形になっていくんだろうというふうに思います。

私は、この問題に対する答弁の中で、いろんな知事の特徴的な言葉を数々メモをしているんですけれども、一昨日は、二〇一〇年を一過性のものでなく、始まりであり終わりでないというお祭りにしたいというような言葉もお使いになりました。奈良ブームを起こす、そして全県的な展開の中で、奈良の奥深さを来訪者の皆さん方に知っていただくというような言葉もお使いになりました。まさに奈良県の観光振興の果たしていく上での大切な部分、まさにこれが基本的ないわゆるコンセプトだなというふうに感じております。

観光戦略という観点の上で、飛躍的に発展するきっかけとして、二〇一〇年を一つの契機とする。ということは、今現在の奈良県への観光の形態というのをちょっと考えてみますと、関東方面からお見えになる方は、京都で宿泊をとり、そして、関西圏を約二泊三日で回るとするならば、奈良へおいでになるのはせいぜい一日、いや、ひょっとしたら半日もかもしれません。そして、あと大阪にも行き、京都にも行きというような観光形態かとられています。これを二〇一〇年を契機として発展さすならば、この奈良半日型ではなく、奈良一日型へということにもなってくるでしょうし、また、奈良連泊型というような、いわゆる体験型、宿泊型の商品も、奈良で宿泊する、奈良で連泊するというような商品構築も旅行社が手がけていくんじゃないかというふうな、いわゆるすばらしいその次の効果を大変期待をしているところでございます。もちろんそのためには、もてなしの総合力を向上することも大切でございまして、県民みんなで盛り上げる、いや、国家的事業、国民的事业としてこれを展開するという意味で、今着々とその事業に向けての取り組みが進んでいるということは、本当にすばらしいことだと思いますし、大いなる期待をしております。

いろんな議員がこのことに触れておりますけれども、すべて共通している点は、この事業を大成功させたい。だれ一人として、この事業、もう普通に終わってほしいという思いはございません。発言しておられる中で聞いておりますと、すべての議員が、この事業を成功に導きたいという思いを持っておられるということ、私は痛切に感じておりますので、荒井知事、もしコメントがありましたら、一言お触れいただきたらと思います。

土木部長に答弁いただきました。土木部に限ってお聞きをしましたけれども、今回の補正予算の活用、ご答弁をいただきましたけれども、これは土木部だけに私はきょう絞ったんですけれども、これはもう行政全般、各般にかかわるところであります。あわせて、知事の提案理由説明にもありましたように、国の補正予算のうち、現段階でその内容が明確でないものの活用は、次の定例会での提出も考えているということに触れておいででございます。あわせて、国からは新たな補正もまた出るのではないかというような予測もあるわけでございますので、いわゆる新しい財布、ニューマネーをいかに奈良県のために有効に使うか、県民が納得していただく、県民が満足していただくようなお金の使い方、私はこれをあえて、生きに行くお金の使い方、奈良県民のために生きに行くお金の使い方をしてほしいという思いを、きょうは土木部長に答弁をいただいたんです。ただ、これはもう各行政各般にかかわることでございますので、すべての皆さん方、知事をはじめとして、（「スピード感を持って、タイミングよくしてください」と呼ぶ者あり）という先輩議員から、スピード感も盛り込んでという、今言葉もございましたように、どうぞそういう展開に期待しておりますので、その辺も積極的な努力をお願いしたい。新しいニューマネー、上手によう使わんようなことでは困りますので、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

○議長（川口正志） 荒井知事、一言何か。（笑声）

◎知事（荒井正吾） コメントというものはございませんが、奈良県にとりましては大変大きい、また初めてのような取り組みでございますので、試行錯誤の面がたくさんございますし、このような地域のイニシアチブがありますと、関係者、県の事業協会、県職員が大変学ぶところが多いように思っておりますので、引き続き、そのような姿勢でともに努力をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（川口正志） 十一番上田悟議員。

◆十一番（上田悟） ありがとうございます。私の質問に対する答弁だけでなく、荒井知事の答弁は、何をおっしゃっていただくのかなというのを大変期待して私たち、聞かせていただいております。それぞれの質問者の答弁に対しても、荒井知事の答弁というのは本当に興味を持って聞かせていただく立場でございます。といいますのは、答弁書をそのまま活字をお読みになるだけじゃなくて、自分の考えを自分の言葉でおっしゃっていただく。新しい単語もよくお使いいただくということで、興味を持たせていただきますので、本当にそういう意味で県民の皆さん方にもしっかりと伝わっていくものと思います。

ちょうど時間いっぱい使わせていただきました。ありがとうございました。

○議長（川口正志） 次に、十四番田中惟允議員に発言を許します。――十四番田中惟允議員。（拍手）

◆十四番（田中惟允） （登壇）お許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

まず、過疎法の問題について、知事にお尋ねいたします。

先日、平成二十一年六月十日、奈良県市町村会館にて開催されました新過疎法制定実現奈良県大会は、関係者が集まり、力強いものがありました。この集会は、奈良県と奈良県地域振興対策協議会過疎部会が主催し、総務大臣の代理として総務省過疎対策室長が出席されていましたが、この大会についての位置づけと評価をお聞かせください。

過疎法について、昭和四十五年、過疎地域対策緊急措置法が制定されて以来、過疎地域の自治体が事業を行う上ですばらしい効果を発揮した有益な法制度でありました。県内においても、小さな財政能力であるにもかかわらず、過疎法の恩恵によって奈良県東部や南部の自治体が諸事業に取り組むことができたところであり、その成果によって、小規模自治体も生活インフラが整えられてきた経過があります。現在の過疎地域自立促進特別措置法は時限立法として間もなく役割を終えることになりましたが、宇陀をはじめとする奈良県の東部、南部地域の自治体は、この法律がなくなることによって大きな打撃をこうむることになると予想されます。この打撃を予知できるからこそ、先般の新過疎法制定実現奈良県大会を開催されたと理解しています。この新しい法律を制定するためにどのような道筋を想定していただいていますか。奈良県だけの取り組みでは不可能であることは明らかですが、新法律の制定に向け、過疎地域が県土の七割を占める奈良県が率先して運動を展開しなければならないと思います。

その中で、私たち県議会議員の果たす役割は、どこかにあるのでしょうか。議員だけでなく、県民一人ひとりにこの運動とどのようにかわり合ってもらいたいと思っておられますか。今日までの大半の法律は政府提案で、中央官庁に任されることによって成立しました。しかし、過去のものを含め、過疎法はすべて議員立法であると聞きますし、新しく制定するについても、各県が一体となり、地域住民の盛り上がりをも得ることが大切と考えます。

そこでお尋ねいたします。現行の過疎地域自立促進特別措置法は本年二十一年度末で失効することから、新過疎対策法制定に向け、県はどのように取り組まれるのか、お答えください。

次は、私もお尋ねします、平城遷都一三〇〇年祭の取り組みについてでございます。

荒井知事は、知事に選ばれたときから既に、平城遷都一三〇〇年記念事業の計画がスタートしていました。以前の議会でも答弁されていますが、前知事の計画から少し方向を変え、新しい視野に立脚した記念事業になったと思っています。そして、まさに八百日間ブルドーザーが突っ走るがごとく、国や近隣諸外国にまで運動の展開を進めておられます。尋常でないご決意と見受けますし、並み並みならない努力、そういうものを続けていただ

いていると敬意を表するところですが、そのファイトぶりは極めて少数の方々にしか理解されていないと思います。パンフレットやホームページに記載されていない知事の生の情熱を語っていただきたい。県民に、今日までの取り組み経過と、この平城遷都一三〇〇年祭で今何をされようとしているのか、我々が理解せねばならないところは何か、知事みずからご説明ください。

先日、中国・上海の方々と話せる機会をいただきました。上海は、来年度万国博覧会を催すので、ぜひ見に来てくださいとお誘いをいただいたのですが、その話の中にも悩みを抱えているとおっしゃっていました。それは、会場の中に入った客の食事、トイレ、交通渋滞、マナー、地域住民とのトラブルなどであります。日本では既に大阪万博が催されましたし、最近では愛知万博が終わったところですから、上海から愛知県周辺都市に職員を派遣し、影響がどのようなものであったかを確かめているところだとおっしゃっていました。

翻って、平城遷都一三〇〇年祭については、シルク博を経験した我が奈良県は、運営に関する蓄積をお持ちだとは思いますが、期間中のより具体的な準備を整える必要があると思います。その準備の進みぐあいはどのようになっているか、平城遷都一三〇〇年記念事業推進局長にお伺いいたします。

次に、外国との提携についてご見解を、教育長にお尋ねします。当時の日本の国家形成の中で、中国の大きな影響があったことはだれしも認めるところであります。中国の歴史の文物が平城遷都一三〇〇年記念事業の中で展示されることがあれば、その関係をよりわかりやすくすると同時に、中国、日本の二国間のきずなを強める機会になると信じております。ですから、既に多方面からいろいろな取り組みを模索していただいていると思いますが、外国からの展示物が加わることによって、この事業に厚みを加え、歴史のつながりが理解でき、これからの社会を見通すに当たり、広い視野に立つことができる人たちを育てる意味においても、後世への社会貢献を果たす大きなインパクトを与えることにつながります。そこで、中国に歴史的な文物の展示について協力を要請してはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

アニマルパークの運営についてお尋ねいたします。

さて、健やか奈良支援財団の運営でありました椿寿荘は、地元の希望にこたえ、地元の活性化のため、民間に無償で譲渡されました。今年三月二十六日から、今までの施設を利用し、民間による運営をしています。現在の運営について、地元の自治会や諸団体の方々からは好意的に受けとめられ、以前と同じように機能を果たしつつあります。土産物を販売するコーナーも拡充したことで、売上げを伸びすことができたと関係者も意欲的です。来客数の落ち込みもなく、今日まで親しまれてきた実績の大きさを物語るものだと理解しているところです。

さて、このような集客施設の運営についてであります。同じ大宇陀にあるアニマルパーク、動物愛護センターについて、地元では大きな期待を寄せています。命を大切にする

教育の充実、犬や猫の新しい飼い主を探し、紹介することの充実、当初計画より少ない頭数の動物たちを増やすこと、学習館の充実、物販の充実等です。これらを達成していくためには、民間のノウハウを、機動性を発揮させることが必要ではないでしょうか。県の運営では、官庁として公務員として守るべきルールに束縛され、機動性を発揮することは困難なようです。性急過ぎると思われるかもしれませんが、この施設に対する県民の固定観念を定着させないうちに、民間に運営をお任せになったほうがよいのではないのでしょうか。

そこで、農林部長にお伺いします。アニマルパーク、動物愛護センターの今日までの取り組みや、民間への運営委託についてのお考えをお聞かせください。

農業について、農林部長にお尋ねいたします。

中国の冷凍ギョーザをはじめとする食品の安全が問われ、安全・安心な国産の農産物に対する要求が高まり、また、食料の安全保障の面からも食料自給率を高めようとする動きが高まっています。そして、生産基盤である農地を確保するために、耕作放棄地の解消の取り組みが進められております。この取り組みを進めるためには、耕作放棄地の現状を把握する必要があることから、昨年、全体調査をされたと聞いております。耕作放棄地といっても、草刈りをすれば耕作できるようなものから、山林化しているものまで、さまざまな状態があると思います。言いかえれば、農地としての存在でありながら実態が伴わない、農地に復帰できない場所、農地として活用したくても農業後継者がおらず生産不可能な農家、耕作放棄地は、どちらかというと農業地帯の真ん中よりも山間沿いの周辺地域で作業コストの高いところが多いように思います。これらの耕作放棄地解消が困難ことを承知の上で、農地として再生できるのでしょうか。

そこで、耕作放棄地の調査をどのようにして行われたのか、その結果はどうであったのか、さらに、今後どのように耕作放棄地を農地として再生しようとしているのか、お尋ねいたします。

次に、県の東部に位置する宇陀地域では、大和高原南部地区国営総合農地開発事業で造成された優良農地を中心に、畑作を主体とした農業振興に取り組んでおり、これまで、ホウレンソウ等の軟弱野菜をはじめ、トマトや白菜などの高原野菜、豆類では小豆や黒大豆、果樹においてはブルーベリーや栗の生産振興に取り組んできたところであり、とりわけ、ホウレンソウや宇陀金ゴボウ、宇陀大納言小豆等が、地域の特産品として認められているところであります。しかしながら、近年、農家の高齢化と後継者不足に加え、農産物価格の低迷と生産資材の高騰により、農家所得は減少し、安定した農業経営が困難な状況にあり、産地の存続について危惧をしているところです。

実は、さきの質問である農地の耕作放棄地について、昨年十一月、農林水産省は、施策の総合化の中で、導入作物の選定、販路確保の活動、また、再生した農地での営農のための資機材にかかる初期投資や導入作物の絞り込み、適性確認等、営農の定着のための活動、さらには、その他必要に応じて実施する用排水施設、鳥獣被害防止施設、加工施設・直売所、牧柵、市民農園・教育ファームの整備について、総合的、包括的なメニューから必要

に応じて自由選択し、機動的に実施する支援策等を総合的な政策として推進することを検討する必要があるとされています。そして私は、農産品に付加価値をつけ、農家の所得を引き上げる、このことをせずに後継者対策を進めようとしても、なかなか成功しないと思います。政府も、豆や果樹について、耕作放棄地での生産については困難を伴うことを認識しており、奈良県においても、黒大豆や栗について、価格的に大型産地に負けてしまう現実があります。付加価値をつける二次製品化するための地元の声に耳を傾けるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

そこで、農林部長にお伺いします。このような厳しい状況の中、国だけの取り組みとせず、宇陀地域の実情をかんがみながら、農家が安定的な農業経営を営めるよう、売り先も視野に入れた販売戦略を強化し、生産振興、二次製品化を図る必要があると考えますが、いかがでしょうか。

林業についてお尋ねいたします。

まず、最近環境省によって盛んに言われている地球温暖化の抑制についてであります、木材の利用推進について幾つかの案が提起されています。そもそも化石資源を使い、国内産業の輸出を促進するために外材の輸入が自由化され、国内の林業がその犠牲になったと私は思っています。もちろん、日本の経済が輸出産業で大きく発展を遂げ、今日に至っていることを否定するものではありません。しかしながら、それによって衰退の一途をたどってきた林業界が、貴重な酸素を提供し、排出されてきた炭酸ガスを吸収してきたことも顧みられず、環境権の取引の土俵の中に上がることをできないようだとすると、林業を推進する立場からは誠に遺憾だと申さざるを得ません。環境省の木材を利用することによる価値についての評価は、極めて部分的なものです。特に奈良県は、民有林の多い地域です。国や県の所有する官有林と異なり、コスト意識の強い地域と言えます。地域の方々からは、環境の排出権取引があるというが、排出されたガスをクリーンにしている我々のプラス部分を林業が環境に貢献しているという事実をどのように評価されているのか、取引の対象になるのでしょうかとの質問を受けています。この問いに対する答えは、どのようにすればよいのでしょうか、理事者の方のお考えをお聞かせください。

私は、排出権取引の定義を教えてほしいと申しているわけではありません。極めて素朴な質問が林業界にあり、また、それが的を射ていると思え、林業を支える行政の担当者が同様の意識を抱いていただいているのかどうか、お尋ねしたいと思っています。

私たちの奈良県では、世帯当たり五百円のご協力をいただき、環境を中心とした施策を行っており、その成果があることは評価します。しかし、排出権に対し、地域林業が果たしている貢献度は度外視されてはならないとの強い意思を表明します。排出権取引に関して、森林の持つ特性である炭酸ガスを吸収し酸素を供給する特性についての取り組みを、排出権取引の対象とすることを強く主張されることを望みますが、いかがでしょうか。また、今の林業界の現状についてどのような認識をお持ちなのか、そして、その認識は、ど

のような政策遂行をすることによって、新しい時代に沿った林業として山村がより活気づくことになるとお考えでしょうか、農林部長にお伺いいたします。

商工労働部長にお尋ねいたします。

さて、実に些細なことですが、ある商品についての疑問を抱きました。それは、奈良県発の今流行のバッジです。どこかの中小企業が製作し、販売されているものですが、少し強く押しますと、バッジの針がとめ金を突き抜けて、針先が後ろに出てきてしまいます。ワイシャツにバッジをつけて転んでしまうと、突き抜けた針先が肌に当たってしまうことでしょう。一番最初に売り出されたものは、商品の安全確認がなされていたのでしょうか、危険度が少ないように思います。しかし私は、A社がよくて、B社が悪いと言いたいのはありません。商品テストができているかどうか、心配になってきたのです。生産者責任が求められる時代です。気にする必要はありませんか。

県は、中小企業対策、産業振興の施策を矢継ぎ早に出され、県内企業は発展していくだろうと私は期待をしています。その中で、商品開発の安全についての試験を強力に推進していただいていると思いますが、いかがですか。産業振興の安全と同時に、消費者行政の立場からも、新しい商品についての試験を速やかに、かつ信頼性を持たせ、実施されますようお願い申し上げます。中小企業からの商品試験、調査の依頼があったとき、どのように対応されていたのでしょうか。また、今後についてはいかがでしょうか、お尋ねいたします。

中小企業振興基本条例に基づく産業振興施策の推進については、PDCAを繰り返す必要があるとのご認識をいただいています。まだ始まったばかりだから慌てるなど答弁が返ってきそうですので、ぜひPDCAを続けてくださいますよう要望事項といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、鉄道駅にエレベーターを設置することに関して発言します。

私は、宇陀の障害者の方から、近鉄榛原駅にエレベーターがなくて困っている、何とかしてほしい、田原本にあるリハビリセンターに通うのに、階段の昇り降りに駅員さんの手を煩わせて申しわけない、何とかしてほしいとの要望を受け続けてきました。そして、ようやく、県及び宇陀市の予算の中に、駅エレベーターの予算が計上され、榛原駅にエレベーターが設置されることが明確になりました。その間、設置駅名が、県北部の駅ばかりに集中していたので、残念な思いを抱いていたのですが、ようやくエレベーターができることは、とてもうれしいことであり、関係者の皆様に御礼申し上げます。随分と時間がかかったようにも思いますけれども、達成できる、そのような見通しができたので感謝しています。榛原駅と同じように、基準乗降客がありながら設置されていない駅については、引き続き設置に向け、県としても促進に向けての取り組みをお願いいたします。

土木部予算について要望します。

この議会において補正予算を組んでいただきました。奈良県予算だけでなく、市町村も予算を組まれていますから、地域社会へ資金を投下する経済効果もあると思います。経済

効果を考え、できるだけ早く発注されることを望みます。今月二十一日、吉野へ出向きました。上北山で土砂崩れのため死亡事故があり、通行どめになっていた区間について、危険性の除去と安全な道路を確保するために、バイパストンネルの起工式が行われました。議会からは、地元国中議員、松尾議員、そして私も参加させていただきました。私が参加した理由は、吉野と同じく、山によって遮られ、絶壁の岩の切り取られたわずかな道幅を通行している場所が、宇陀にもあるからです。二十一日の起工式は、上北山の小学生から中学生、村民の多くが起工を喜び、起工式を感動的なものにしました。国会議員の代表は、県の予算の負担を少なくする努力をしてきたと胸を張り、直轄代行としての国土交通省の工事として進められていることを披露しておられました。また、ほかの国会議員は、道路が必要だ、起工式おめでとうを異口同音に申され、予算審議の国会発言と随分異なるものだたと驚かされました。宇陀や吉野は、平たん部と根本的に地形が異なります。一見不必要に見える土木工事が、そこでの生活者にとっては光輝くような計画であったり、ありがたいインフラ整備になったりします。京奈和自動車道は促進していただきつつ、狭い曲がりくねった山間部の道路について格段の配慮を求めるところです。宇陀地域内における具体的な箇所はその都度申し上げるとして、以上をもって土木部長への総括的な要望とします。

以上が当初の質問でございましたけれども、今議会の審議を拝聴し、少し宇陀市についてご理解を賜りたいとの心が動き、ご報告をさせていただきます。

宇陀は、日本書紀、古事記に記載されている古くからの地域です。壬申の乱の地であり、地元では宇陀は薬草採取の地であったと伝え聞きます。柿本人麻呂が「ひむがしの 野にかぎろひのたつみえて かえりみすれば月かたぶきぬ」と歌った地が宇陀です。そのかぎろひを見る会が、毎年数百人の方々をお迎えして、早朝四時ごろ集まり、楽しい会が催されます。そして次は、正月元旦に当たります。その日は、平城遷都一三〇〇年祭の幕あけの日であり、太陽が昇る仄かなあかりを見ることから、平城遷都一三〇〇年祭の協賛行事がスタートする予定です。

先ほど上田議員が申されました。信貴山から宇陀の室生寺へ、そしてあきのへ引き継がれ、あきののかぎろひからスタートすることになります。その宇陀はおいしい料理がたくさんあります。薬膳料理、懐石料理、うどん、そばのうまい店もあります。室生、榛原、大宇陀に、そして曽爾には、地ビールもあります。御杖には畜産基地があり、宇陀には、大和牛の畜産農家によっておいしい肉牛が育てられています。春秋には、菟田野に今つくられているメープルパーク、カエデ公園に、世界の紅葉、カエデを集め、知事さんをはじめ皆様のご来場を（笑声）首を長くして待っています。

そして、おとといご要望がありましたグラウンドゴルフ、今工事中で芝を張っていますが、間もなくグラウンドゴルフの公式の専用コース、芝のグラウンドゴルフコースでございますけれども、これがまたすばらしいコースが大宇陀に完成します。奈良県下から、近畿一円からグラウンドゴルフの愛好者が、宇陀へお越しくださることと準備をしていると

ころですから、いましばらくお待ちください。私もグラウンドゴルフをいたします。グラウンドゴルフの三級普及指導員の講習を受け、(笑声)皆様のご来場をお待ち申し上げます。

以上、壇上からの質問を終えます。私が最後の質問者で、重なっている部分もございましたが、ご答弁は、私と議場の皆様、それにテレビをごらんのお茶の間の皆様に向かって、思いきり丁寧にわかりやすく、時間の許す限り十分にお答えくださいますようお願い申し上げます。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(川口正志) 荒井知事。

◎知事(荒井正吾) (登壇)十四番田中議員の質問にお答え申し上げます。

最初の質問が、新過疎対策法制定に向けて、県はどのように取り組むのかというご質問でございました。

過疎地域対策緊急措置法でございますが、昭和四十五年の制定以来、四次にわたり、法に基づき過疎対策事業を実施してまいりました。道路網や情報通信基盤の整備、生活環境の整備など集中的に整備し、一定の成果が上がってまいりました。過疎法の意味でございますが、過疎市町村において、小学校、中学校の校舎や保育所、消防などについて、国庫補助金の率のかさ上げがございますし、過疎対策事業に対して過疎対策事業債の交付税措置が七割措置されるといった手厚い助成があるのが特徴でございます。しかし、残念ながら、このような手厚い助成にもかかわらず、過疎地域が抜本的に改善されたということにはなっておりません。基幹産業でございます農林業の衰退や、人口の減少、少子・高齢化に伴う地域活力の低下等、なお多岐にわたる課題が残されている実情でございます。一方、過疎地域は、国土保全といった多面的、公益的な機能がございます。その機能を健全に保つことが、国民経済的に大事でございます。地域の活力維持と国土機能の保全のためには、新過疎法の制定が必要不可欠と考えております。

県では昨年度より、新過疎法制定に向け、政府等へ要望活動を行ってまいりましたが、昨年九月には県議会で新過疎法の制定を求める意見書を採択いただきました。ありがとうございました。また、議員お述べのように、去る六月十日に、より充実した新過疎対策法の実現に向けて、新過疎法制定実現奈良県大会を実施いたしました。県議会議員を含む関係者約二百名の参加を得て、大会決議を採択するなど、新過疎法制定に向けて弾みがついたものと思っております。この秋には、新過疎法の本年度内成立を目指し、東京で新過疎法制定促進総決起大会が予定されております。県議会からのご出席と、県選出国会議員への積極的な働きかけをさせていただきたいと思っております。また、県民の皆さんに対しましては、過疎地域の有する公益的、国土的な機能を再認識していただきますよう、機会をとらえて啓発、発信してまいりたいと思っております。

これらの要望活動と並行して、過疎地域で何をするのかということを詰めることも重要でございます。本県におきましては、過疎市町村へのヒアリングや集落实態調査を行い、新過疎法制定後に県、市町村で策定することになる次期過疎計画に反映させるとともに、

新たな課題、現実の深刻な課題に対応するための基本的な方向性についての具体的な検討作業を進めているところでございます。今後とも、県土の均衡ある発展を目指して、県内関係市町村、また全国過疎地域自立促進連盟と連携し、県議会や県民の皆様のご理解を得ながら、新過疎法の制定と過疎地域の振興に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、平城遷都一三〇〇年祭の取り組みについて、これまでの経緯、あるいは今の状況について、もう少しフランクに説明したらどうかというご趣旨のご質問であったかと思えます。多少、思い出すままにご説明をさせていただきたいと思えます。

私が知事になりまして、平城遷都一三〇〇年記念事業に取り組みましたときは、三百億円の事業費で、パビリオンを平城宮跡に建設するという博覧会方式で行うことになっておりました。民間の寄附を百億円程度期待するほか、パビリオンの入場料も相当の額を当てることになっておりました。私は、この方式では成功させることは相当難しいと直感をいたしまして、事業費の縮小と一過性にしないお祭りにすることを決めました。そして、平城宮跡をメインの会場にするが、入場は基本的に無料にすること。平城宮跡を一〇〇％国費で整備していただける、国営公園口号にすることを働きかけること。それから、お祭りの後も、奈良への観光客は減らないようにすること。また、お祭りをきっかけに、奈良の南部の観光地にも、全国の観光客に目を向けていただけるきっかけにすること等を目標にしようと決意いたしました。幸いにして、口号国営公園にすることは、国土交通大臣の概算要求、大臣折衝による査定、閣議決定までとり運んでいただきました。

次に、この祭りの性格をどのようにするかについて悩みました。平城京の時代は、我が国の国家基盤が形成され、それが今日まで連綿として続いているということに着目いたしまして、これは他国に例を見ないことでございます。そのことを、他国や、広く国民に祝福されながらお祝いをするのが、奈良の平城遷都一三〇〇年をお祝いする責務だと、最も重要な役目だと思いました。また次に、そのような長期にわたって安定した国づくりにご苦労された方々や貢献をしていただいた近隣の国々に感謝する気持ちをお祭りに盛り込むことも重要なことだと考えました。さらに、当時は我が国の歴史上めったになかったほどの国際的交流の中で、我が国の骨格が形成されたと思われませんが、今日のグローバリゼーションの渦中にある我々にとりまして、かつての先人の苦労を思い起こし、往時の知恵とエネルギーをいま一度復元して、これからの我が国の平和的発展の道筋と基軸を発見、構築することを心して考えることを、この機会にすべきではないかと考えました。お祝いする、感謝する、考えるという三つのキーワードをつくったわけでございます。このような国家事業的性格を持ったお祭りの意義を、政治家、官庁の人、経済界の要職の方々に説き続けましたが、そのことに理解を得たのか、昨年秋、このような地方のお祭りとしては極めて珍しいことに、閣議了解の決定をしていただきました。大変ありがたいことだと思っております。

一方、お祭りをどのように楽しいものにするかを、限られた経費と時間と場所の中で準備する必要がございましたので、走りながら考えてきたという状況でございますが、職員

の奮励努力著しいものがございまして、ようやく具体的な形が見えてきた状況だと思えます。このお祭りは、奈良の観光振興の終わりではなく、始まりであるという意識、また、平城宮跡の会場は奈良観光の終着地ではなく出発地にするんだという考えを大事にして、奈良の観光が持続的かつ全県的に発展する契機になればと思っています。そのためには、お祭りに来られた方々が気持ちよく帰っていただくこと、また、これを人にも勧めようというふうに思っていることが大事だと思っています。奈良へ来られて気持ちよく帰っていただくためには、事業者、団体、県民がこぞって、もてなしの心を高めていくことが大切だと思っています。奈良はゆっくり見ていただくほうが味わい深い観光地だと思っております。

これにこたえるための宿泊施設の充実が大事だと思いますが、それにあわせて、食のもてなしや、行きたいところに迷わず行けるための案内標識や、スポットをめぐる動線など、動きやすさも大事だと思います。平城遷都一三〇〇年祭が国内外の人との交流や奈良の観光振興の始まりになり、奈良へ行って楽しかった、あのときはありがとう、また行きますよという訪問者とのコミュニケーションがさらに広まり、お祭りの後も続くことが、このお祭りの最大の目標にしております。

お祭りの準備のための作業でまだ残されているものもありますし、ばたばたした中での準備でございましたので、事業内容のPRなど不足してきた面がございますが、事業の内容もおおむね固まってきましたので、県民の皆様にもより具体的なイメージをこれから持っていていただけるものと思っております。奈良県にとりまして大変重要な事業だと思いますので、県民の皆様のご理解と温かいご支援を引き続きお願いしたいと思っております。

以上でございます。ありがとうございます。

○議長（川口正志） 一柳平城遷都一三〇〇年記念事業推進局長。

◎平城遷都一三〇〇年記念事業推進局長（一柳茂） （登壇）十四番田中議員からのお尋ねのことにお答えさせていただきます。

議員からは、平城遷都一三〇〇年祭の取り組みについて、特に平城宮跡会場を訪れたお客様に対する食事、トイレ、交通渋滞等、期間中のより具体的な準備の進捗状況はどうかというご質問でございます。

平城遷都一三〇〇年祭の主会場となる平城宮跡会場の運営・交通対策につきましては、四月に平城遷都一三〇〇年記念事業協会が策定した事業計画に基づき、現在実施に向けて、協会及び県等で具体的な準備の作業を行っております。会場運営につきましては、来場者が安全・安心・快適に過ごせるよう、また、会場周辺への影響をできる限り抑制するよう、安全対策を最優先に、施設整備の実施設計を行うとともに、会場内外の警備及び誘導についての実施マニュアルの策定作業を進めているところでございます。

このうち会場サービスの面では、障害者等の方々の円滑な移動手段として、電動トラム及び電動カートを導入することとしており、車両調達の手続等を進めているところでございます。飲食、物販等の営業施設につきましては、会場西側の交流広場、会場南側のエン

トランス広場を中心に、できるだけの整備充実を図ることとしており、秋口には出店公募を行うべく、準備を進めているところでございます。さらに、利便施設でありますトイレ、休憩所、案内所等につきましても、会場内各所にできるだけの確保・充実を図りたいと考えております。また、交通対策につきましては、公共交通機関の利用を軸に、最寄り駅であります近鉄大和西大寺駅からの歩行者動線確保、主要駅との間でのシャトルバスの運行、春、夏、秋のフェア期間中には郊外駐車場からシャトルバスを運行するパークアンドバスライドの実施を基本として、その利用促進方策など具体的な検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（川口正志） 浅井農林部長。

◎農林部長（浅井真人） （登壇）十四番田中惟允議員のご質問にお答えいたします。

五点のお尋ねでありますが、まず、うだ・アニマルパークの運営について、今日までの取り組みと民間への運営委託についての見解をお尋ねでございます。

うだ・アニマルパークは、人と動物とのふれあいを通して動物を学び、命の大切さを学ぶとともに、生きる力をはぐくみ、動物愛護の思想について普及啓発を図ることにより、豊かな社会づくりに寄与することを目的として、昨年四月二十五日に開園、一年二カ月が経過して、これまでに九万人を超える方々が来園されております。この間、開園当初に比べて、羊やウサギなど、飼育動物も増加し、来園者が身近にさまざまな動物とふれあうことが可能で、県内教育委員会にも校外学習等での利用を働きかけ、小中学校や幼稚園からの来園が増え、教育現場に浸透しつつあると認識しております。

今年度から、バターづくりやアイスクリームづくりなどの畜産加工体験、乳牛の搾乳やポニーの乗馬など、動物ふれあい体験の実施回数を増やすとともに、新たな取り組みとして、来園者が参加しやすい黒豆料理教室やたこ揚げ大会など季節イベントや、専門的なノウハウを持つNPO法人等による動物学習講座等を開催するなど、施設運営、集客機能の充実に努めているところでございます。

なお、これは健康安全局の所管でありますが、動物愛護センターにおきましては、動物とのふれあい教室やしつけ方教室等の動物愛護及び適正飼育の啓発事業を、保健所と一体となって実施しております。今年度も、動物愛護フェスティバル等のイベントによる啓発や、譲渡事業の充実に取り組んでいくこととしております。

さらに、各種メディアを通じて積極的に施設やイベントのPR活動を行うとともに、地域の観光周遊ルートの拠点として、地元宇陀市との連携の上、情報発信を行うなど、うだ・アニマルパーク、ひいては宇陀地域全体の活性化につながっていくよう取り組んでいく所存であります。

施設運営につきましては、行政機関である畜産技術センター及び動物愛護センターと、公の施設としての都市公園ゾーンを一体的に管理することがより効率的であり、動物愛護の普及啓発を図る観点からも、直営で運営することが適切と考えております。

続きまして、農業の現状と振興策について二点お尋ねでございます。

まず、昨年実施いたしました耕作放棄地の調査の結果と、今後どのように再生するのかとのご質問でございます。

耕作放棄地の発生要因や荒廃状況は、地域の実情により異なっているため、昨年度、県、市町村、農業委員会が中心となり、県内すべての耕作放棄地を対象に現地調査を実施いたしました。その結果、県内の耕作放棄地は三月三十一日時点で合計二千十ヘクタール、内訳は、農業機械等により耕作が可能となる土地、また基盤整備を行い耕作可能となる土地など再生利用できる土地は一千三百五十八ヘクタール、森林・原野化し、再生が不可能な土地は六百五十二ヘクタールということが明らかになりました。

県といたしましては、再生できる土地のうち農業振興地域の農用地区域を対象として、その中でも特に良好な一団の農地内や産地を形成している農地内等にある耕作放棄地から重点的に解消することとしており、県、市町村、農業委員会、ＪＡ等で構成する市町村単位の地域耕作放棄地対策協議会を通じて集落へ働きかけ、国の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金も活用しながら取り組みを進めていくこととしております。このため、市町村、農業委員会と連携して、農地の貸し出しや管理委託の希望など、耕作放棄地所有者の意向調査を実施し、その結果を踏まえ、解消、活用を図ってまいり所存でございます。

二点目でございます。農家が安定的な農業経営を営めるよう、販売戦略を強化し、生産振興、二次製品化を図る必要があるが、どうかというお尋ねでございます。

これからの農業振興を図るには、これまでの、つくれば売れるといった生産中心の発想を転換し、売場や顧客の声を反映したマーケティング思考が重要と認識しております。このため県では、マーケットニーズに対応した生産振興を図るほか、中央卸売市場、通販、直販など多様な流通の促進、見本市等による販路拡大を図るとともに、積極的にプロモーション活動等を展開しております。生産から流通、販売までの一貫した取り組みによる地域ブランド力の向上に努めているところでございます。

議員お述べの宇陀地域は、高原野菜の生産に適した冷涼な気候に恵まれる一方、農業後継者不足等の課題も抱えております。これら課題の解決に向け、今年度、県農林振興事務所ごとに立ち上げました担い手支援チームを中心として、必要に応じて、流通加工業者、またマーケティングの専門家などの参画を得て検討を進める予定をしております。地域の特性や実情を十分踏まえながら、これまでの特産品づくりの取り組みを検証し、販路開拓等を改善を図るとともに、地元生産者の声を集約しながら、農商工連携による二次加工等も含め、新たな売れる特産品づくりを目指して農業振興を図ってまいりたいと考えております。

林業の問題で二点お尋ねでございます。地域林業が排出権取引の対象となるよう取り組まれることを望むが、見解はいかがということでございます。

昨年十一月より、ＣＯ２ 排出量取引推進のための国内認証制度が開始されました。この制度は、経済活動等により排出されたＣＯ２ を、他の場所での排出削減や吸収などで相殺

するもので、京都議定書の温暖化ガス排出削減の目標達成の枠組みとは別の仕組みであり、企業などが環境に配慮することでの社会貢献等を目的に自主的に取り組むものでございます。このCO₂ 吸収量を認証する取引制度では、林地に残された未利用材のボイラー利用のみが対象とされておりましたが、本年四月以降、間伐や植林などの森林整備の重要性にかんがみ、森林管理の取り組みについても対象とされたところです。このような制度が普及することで、クレジット売買による収益の森林所有者等山側への還元や、都市住民の森林や山村への関心の高まり等も期待できることから、企業等の動向を注視しながら、制度の仕組みやその効果について関係者に情報提供をしまいたいと考えております。

低炭素社会の構築に向けて、産業、運輸、業務、家庭のあらゆる分野で、社会の構成員が主体的にCO₂ 排出削減を進めることが求められている中、従来の森林・林業の施策とあわせ、この仕組みを利用するなど、森林整備の推進や山村の活性化につながる取り組みを推進してまいりたいと考えております。

もう一点でございますが、林業界の現状の認識と、新しい時代に沿った施策についてお尋ねでございます。

地球的な規模で環境対策や循環型社会の構築が求められる中、森林はCO₂ の吸収源として、また持続的に再生可能な資源である木材の供給源として重要な役割を担っております。しかし、国際商品としての木材は、他国の輸出入の変化や為替レートの変動により大きく需給や価格が変動をしますが、国内では、特に木材価格の低下等により、これまで森林づくりを支えてきた林業や木材産業の不振が長く続いております。さらに、リーマン・ショック以降の世界同時不況により国内の木材需要は大きく落ち込み、価格は一段と下落しています。住宅着工戸数の回復の見込みが立たない中、林業・木材産業は厳しい状況下にあると認識しております。その結果、手入れのおくれた人工林や放置森林が増加し、水源涵養や山地災害防止をはじめ、森林の持つ多面的機能の発揮が懸念される状況でございます。森林を健全で豊かな状態で未来に継承していくためには、適切な林業活動を通した森林整備が行われることが必要でございます。

このため県では、森林の整備・保全対策、県産材の供給・利用対策、担い手確保・育成対策を、三つの柱として施策展開をしてきたところでございます。さらに現在、持続可能な森林づくり及び森林資源の循環利用、並びに森林環境の維持・保全を目指して、それぞれの施策の基盤となる奈良県の森林づくりの基本指針の策定に着手しており、県の森林について発揮されるべき機能を、環境保全と林業生産に区分して、目的に応じた施策展開を進めてまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長（川口正志） 福田商工労働部長。

◎商工労働部長（福田将人） （登壇）十四番田中議員のご質問にお答えをいたします。

私には、中小企業からの商品試験調査への依頼の対応についてでございます。

工業技術センターでは、県内企業からのさまざまな依頼を受け、繊維、プラスチック及び金属製品の強度試験や食品の異物検査など、各種の試験・分析を行っておりまして、平成二十年度は二千五百八十四件の依頼試験を実施したところでございます。これら依頼試験のほとんどは、特殊なものを除きまして、おおむね二日から一週間程度で処理をしているところでございます。しかしながら、例えば水銀や有機系化学物質など、一部非常に高い精度が求められる試験には対応できないものもありますので、このような場合は的確な試験ができる他の機関を紹介させていただいております。なお、企業の製品につきましては、技術相談を経て、どの程度の強さを加えると曲がるのか、破壊するのか等の強度試験ですとか、化学成分の分析を行っておりますが、ただ、そうした一部の測定値をもって製品の安全性を判断できるものでもございませんので、安全性そのものについては企業側が総合的に判断をしていただくということになります。

今後とも、工業技術センターでは、県内企業の技術的課題解決のため、できるだけ速やかで適切な対応を行ってまいり所存でありますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（川口正志） 富岡教育長。

◎教育長（富岡将人） （登壇）十四番田中議員のご質問にお答えいたします。

私には、平城遷都一三〇〇年祭の取り組みにかかわりまして、歴史的な文物の展示について中国に協力要請をしてはどうかのお尋ねでございます。

日本の歴史文化を学ぶ上で、外国の歴史的文物を展示することは大変有効と認識しております。このことから、平城遷都一三〇〇年記念の事業として、奈良時代に至る古代国家成立の道程と実態を明らかにすることを目的に、橿原考古学研究所附属博物館において春季特別展、大唐皇帝陵展を開催することとし、現在その準備を進めているところでございます。大唐皇帝陵展では、当時東アジアの中心としてリードしていた中国唐王朝にスポットを当て、都が置かれたいた長安近郊の皇帝王陵からの出土品などの文物と、我が国の考古学資料を比較展示したいと考えているところでございます。そのため、陝西省との友好関係に基づき、陝西省外事弁公室及び省文物局に文物の借用を申し入れ、快諾を得たところであり、今後、借用する文物の選定及び費用等について協力を要請していく予定でございます。

以上です。

○議長（川口正志） 十四番田中惟允議員。

◆十四番（田中惟允） 再質問はいたしません。

私、今期は監査をさせていただきました。いろいろそのことについての意見があるんですが、これは今まだ監査委員の中でございますので、また別の機会に発言したいと思いません。

それから、発言の通告をしてないことでございますので、思いつきのような感じに思われるかも知れませんが、きょう榛生昇陽高校の話が出ました。それでちょっと気がつい

たことなのですが、インターハイがことし行われますが、榛生昇陽高校は自転車競技が非常に盛んでございます。全国レベルでございますし、それをもっと育成するためには、自転車の、西大寺にございます売上げの一部をそういう高校生、アマチュアに資金の提供していただければ誠にありがたいのではないかというふうに思っています。そういう感想だけ申し上げておきます。

以上です。どうもありがとうございました。

○議長（川口正志） これをもって、当局に対する一般質問を終わります。

○議長（川口正志） 次に、議第四十一号から議第五十五号及び報第二号から報第二十二号を一括議題とします。

○議長（川口正志） この際、ご報告します。

議第四十五号については、地方公務員法第五条第二項の規定により人事委員会の意見を求めましたところ、回答が参りました。

その写しをお手元に配布しておりますので、ご了承願います。

△奈人委第五十二号

平成二十一年六月二十三日

奈良県議会議長 川口正志様

奈良県人事委員会委員長 岩本 平

職員に関する条例の制定に伴う意見について（回答）

平成二十一年六月十九日付け奈議第五十二号で意見を求められたこのことについては、下記のとおりです。

記

議第四五号 奈良県職員に対する退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
上記の議案に係る条例案は、適当と認めます。

○議長（川口正志） ただいま上程中の各議案については、調査並びに審査の必要がありますので、お手元に配布しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

○議長（川口正志） 次に、厚生委員会委員長、三番井岡正徳議員から、議第五十六号、**ならの地域医療を守り育てる条例の議案が提出されましたので、これを議題とします。**

議案はお手元に配布しておりますので、ご了承願います。

厚生委員会委員長、三番井岡正徳議員に提案理由の説明を求めます。――三番井岡正徳議員。

◆三番（井岡正徳） （登壇）ただいま上程されました議第五十六号「ならの地域医療を守り育てる条例案」につきまして、厚生委員会を代表して提案理由の説明をさせていただきます。

近年、高齢化の進展、疾病構造の変化等に伴い、医療サービスに関する需要は多様化し、特に、医師、看護師等の不足による医療機能の低下は、地域の医療提供体制はもとより、保健、福祉の分野にも大きな影響を及ぼしています。

この原因の一つとして、急を要さない症状や軽い症状での時間外受診や不適切な救急利用が増加し、結果、患者が集中する病院の医師が疲弊していることが指摘されています。

本委員会では、地域医療が抱える問題を県民とともに共有し、県、県民及び医療従事者等が協働して、地域医療を守り育てることが重要ではないかという考えから、昨年九月より、地域医療を守り育てる活動に先進的に取り組まれてきたNPOや関係団体の方々のご意見を伺うとともに、奈良県地域医療等対策協議会の委員をはじめとした医療関係者、さらに学識経験者の方々から貴重なご意見を伺いながら、調査、検討を重ね、今回、「ならの地域医療を守り育てる条例」を提案するに至ったものであります。

この条例の目的は、地域医療に関し、県、県民及び医療従事者等の責務や努力等を明らかにすることにより、それぞれが協働して、地域医療を守り育て、もって地域における保健、医療及び福祉の充実を図ることにあります。このために、県には、地域医療に関し、地域の実情に応じた施策の実施、医療提供体制の確保、必要な助言や情報の提供を求めるとともに、県民には、地域医療に対する理解を深めることとあわせて医療提供施設の機能に応じ適切な受診に努めることを求めています。

また、地域医療における医療従事者等の役割も重大であることから、医療従事者等には県民に良質かつ適切な医療を提供するとともに、県民が適切に受診することができるよう必要な情報の提供にも努めることを求めています。

そして、この条例の制定により、これらの県の責務、県民の努力及び医療従事者等の役割が果たされ、奈良県の地域医療が守り育てられることを強く期待するものであります。また、この条例の目的が達成されるよう、議会としても注視していかなければならないものと考えております。

議員各位におかれましては、本条例の趣旨をご理解いただき、よろしくご賛同いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（川口正志） 本案については、質疑を省略し、これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、三十一番今井光子議員に発言を許します。――三十一番今井光子議員。

◆三十一番（今井光子） （登壇）議第五十六号、ならの地域医療を守り育てる条例案につきまして、日本共産党を代表いたしまして、賛成討論をさせていただきます。

さきの厚生委員会におきましては、もう少し時間をかけて県民合意を得られる宣言の形でまとめてはどうかと提案いたしました。ここで結論を出すということで、やむなく反対

といたしました。この間、厚生委員長を中心に、常任委員会としては、かつてない学習や専門家との懇談を重ねてまいりました。委員会構成が一年間と限られ、六月改選を迎える中では、やむなしと判断し、奈良の医療を守り育てるという一致点で、この条例がそのスタートに立つものとなるようお願い、賛成することといたしました。

奈良県におきましては、妊婦の死亡事故という不幸な出来事をはじめ、地域医療が危機的状况であることに、県民の方々が県に最も望む施策として、医療をよくしてほしいということが挙げられてまいりました。荒井知事は、就任と同時に、地域医療等対策協議会を設け、県内の関係者が一堂に会し、各部会で実情をつかみ、問題点を共有し、できることから必要な施策を実施されてまいりました。議会におきましても、条例をつくることで医療をよくすることを応援しようとの議論が始まってきました。

健康に生きることは、すべての人の権利であり、それを保障することは地方自治体の責務です。この条例で最も大切な点は県の責務であり、第四条の第一項、県は、地域の実情に応じた施策の策定と実施。またその二項で、医療体制の確保に努める。三項には、医療の情報提供。また四項には、県は、県民、医療従事者等、県民の組織する団体が自発的に行う地域医療を守り育てる活動が促進されるよう、必要な助言及び情報の提供に努めるものとする。と書かれております。今後の県民とともに医療を改善する上で役立つものと考えます。

病気になりたくてなる人はいません。当初、県民の責務として適切な医療の受診が書かれておりましたが、県民の努力に書きかえられました。しかし、適切な受診を求めることは、受診抑制につながりかねない問題が懸念されます。今日、お金がなくて必要な医療を受けられない、医療を受けたくても身近に医療機関がないなど、県民の置かれている実態を改善できるよう、今後具体的な施策に反映し、だれもが安心して医療が受けられるようにしていきたいと思います。県民に一定の努力を求める場合には、条例制定過程における県民参加が必要ではなかったかと考えますが、次に生かせるように期待をいたします。

党派を超えて、医療をよくしようという一致点でまとめ上げたことは、今後の奈良の地域医療の前進に寄与するものと考えます。日本共産党は、これまでも、またこれからも、奈良の医療をよくするために力を尽くしてまいる決意を申し上げまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（川口正志） これをもって討論を終結します。

お諮りします。

議第五十六号については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

よって、本案については、原案どおり可決されました。

○議長（川口正志） 次に、陳情一件を上程します。

お手元に配布しております文書でご承知願います。

(総務警察委員会)

陳情第三十一号

日本政府に対し、日米地位協定・裁判権放棄の日米密約の公表・破棄を求める
地方議会決議に関する陳情

陳情者 奈良市西登美ヶ丘一―二二―二―森本駿一気付

奈良県平和委員会

代表理事 紺谷日出雄

森本駿一

《要旨》

県民の命とくらしを守るご活動に敬意を表します。

さて、すでにマスコミ各社も報道しておりますように、このたび日本の研究者の調査によって、米国立公文書館解禁文書から、日米地位協定第十七条の運用に関わる、米兵公務外犯罪の第一次裁判権の実質放棄を確認した、日米秘密取り決めが発見されました。

それは、常日頃から米軍の犯罪や事故の被害に脅かされている米軍・自衛隊基地周辺住民の安全と権利にとって、看過できない内容となっています。ぜひ、貴職が住民の生活と権利を守る立場から、この密約の公表と破棄を日本政府に対し率先して求めていただきますよう、要請するものです。

今回明らかになった密約とは、一九五三年十月二十八日の日米合同委員会裁判権分科委員会の「非公開議事録」の形式をとったもので、この中で日本政府は「日本の当局は通常、合衆国軍隊の構成員、軍属、あるいは米軍法に服するそれらの家族に対し、日本にとっていちじるしく重要と考えられる事件以外については第一次裁判権を行使するつもりがないと述べることができる」と、米側に公式に約束しております。

また、これと同時に明らかになった密約交渉の記録は、これが「日本が可能な限り最小限の数の事例以外は裁判権を行使しないという合意に達することが重要だということだ」（一九五三年九月一日、東京での交渉記録）との米政府の要求にもとづいて結ばれたことを明らかにしております。

そして在日米軍法務官事務所国際法主席担当官は、二〇〇一年の論文で「日本はこの了解事項を誠実に実行してきている」と明言し、この密約が現在でも機能していることを認めております。また、米陸軍法務局「外国法廷での米兵への刑事裁判権行使統計」のデータは、日本が実際にかなりの比率で裁判権を放棄していることを示しております。

これらの事実は、明確に米軍の犯罪・事故に関わる日本の裁判権放棄の密約の存在とその実行の事実を示すものです。これは、自国民の権利を守るべき日本の司法の責任を投げ捨てる、国家主権の根幹にかかわる大問題だと私たちは考えます。そして、とりわけこれ

が、米軍基地や米軍訓練のおこなわれる自衛隊基地を抱える自治体と住民にとって重大な問題であることは言うまでもありません。

私たちは、ここに改めて貴職に対し、住民の命と権利を守る自治体の崇高な責務にもとづき、次のことを日本政府に要求する地方議会意見書を決議してくださるよう、要請するものです。

(決議の内容)

日本政府は、日米地位協定第十七条の運用に関わる、米兵公務外犯罪の第一次裁判権の実質放棄を確認した日米秘密取り決めに公表し、廃棄すること。

日本政府に対し、日米地位協定・裁判権放棄の日米密約の公表・破棄を求める地方議会意見書（案）

このたび、日本の研究者の調査によって、米国立公文書館解禁文書から、日米地位協定第十七条の運用に関わる、米兵公務外犯罪の第一次裁判権の実質放棄を確認した、日米秘密取り決めが発見された。

それは、一九五三年十月二十八日の日米合同委員会裁判権分科委員会の「非公開議事録」の形式をとったもので、この中で日本政府は「日本の当局は通常、合衆国軍隊の構成員、軍属、あるいは米軍法に服するそれらの家族に対し、日本にとっていちじるしく重要と考えられる事件以外については第一次裁判権を行使するつもりがないと述べることができる」と米側に約束している。

これと同時に明らかになった密約交渉の記録は、これが「日本が可能な限り最小限の数の事例以外は裁判権を行使しないという合意に達することが重要だということだ」(一九五三年九月一日、東京での交渉記録)との、米政府の要求にもとづいて結ばれたことを明らかにしている。

そして在日米軍法務官事務所国際法主席担当官は、二〇〇一年の論文で「日本はこの了解事項を誠実に実行してきている」と明言し、この密約が現在でも機能していることを認めている。また、米陸軍法務局「外国法廷での米兵への刑事裁判権行使統計」のデータは、日本が実際にかなりの比率で裁判権を放棄していることを示している。

これらの事実は、米軍の犯罪・事故に関わる日本の裁判権放棄の密約の存在とその実行の事実を示すものである。これは、自国民の権利を守るべき日本の司法の責任を投げ捨てる、国家主権の根幹にかかわる大問題である。とりわけこれは、米軍基地や米軍訓練のおこなわれる自衛隊基地を抱える自治体と住民にとって重大な問題である。

私たちは住民の命と権利を守る自治体の責務にもとづき、次のことを日本政府に要求する。

記

日米地位協定第十七条の運用に関わる、米兵公務外犯罪の第一次裁判権の実質放棄を確認した日米秘密取り決めに公表し、廃棄すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

○議長（川口正志） 四番浅川清仁議員。

◆四番（浅川清仁） 常任委員会開催のため、明六月二十七日から三十日まで本会議を開かず、七月一日、会議を再開することとして、本日はこれをもって散会されんことの動議を提出します。

○議長（川口正志） お諮りします。

四番浅川清仁議員のただいまの動議のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

それでは、さように決し、次回七月一日の日程は各常任委員長報告と同採決とすることとし、本日はこれをもって散会します。

△午後四時三十七分散会